

監獄雜誌

第九卷第十號

目 録

○口繪

坪井、綾部、黒澤三典獄及山上計表課長肖像

○論說

典獄諮問會に於ける板垣内務大臣の演說速記

(一頁)

小倉警保局長兼監獄局長の演說速記

敢て看守諸君に檄す(第二回)

監獄教誨論

正禮裝服制改正の議に就て

條約實施準備

外國人の在監者所遇に就ての卑見

典獄會議

板垣内務大臣口頭諮問の件

内務大臣より典獄に指示せられたる事項

典獄諮問會議事摘要

典獄協議會建議事項

典獄會議協議事項

典獄會議々席演說

雜錄

雜報

○附錄

○内務大臣官邸茶話會

同官邸晚餐會に於ける板垣内務大臣及山上計表課長演舌筆記

○府縣監獄中因庫支辨の議確定せらるる

○典獄會議閉會後の其

筋の證驗なりと云ふに

○監獄則改正も愈々進行せられんとす

○此所一番當局者の注意を請ふ

○逃走(就き)○選ば看守給助

○金停止の解釋更正に就て

○押送規則第五條の押送は用解釋の

○件に就て

○監査者看守給助を北海道にも適用せらるる

○小倉警保局長兼監獄局長の出張

○小倉監獄局長東東京集洋監迎視

○小河監獄事務官の出張

○小倉監獄局長東東京集洋監迎視

○小倉監獄局長東東京集洋監迎視

○小倉監獄局長東東京集洋監迎視

○小倉監獄局長東東京集洋監迎視

○小倉監獄局長東東京集洋監迎視

○小倉監獄局長東東京集洋監迎視

内務大臣 板垣伯爵閣下
 監獄局長 小倉久君序
 監獄事務官 久米金彌君序
 監獄計表課長 小川滋次郎君序
 中村襄君
 三浦貢君
 上田定次郎君
 合著

監獄官教科書

監獄學。實務要領
 刑罰法。刑事訴訟法
 裁判所構成法
 憲法。行政法
 會計法規。統計學大意

菊判 八百頁餘
 用紙和製上等
 總クローズ金字入美裝

定價一部金一圓豫約申込者に限り實價金七十五錢但無遞送料
 豫約申込期限は本年十一月十五日限り。代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察監獄學
 會磯村兌貞宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣百部以上取纏め御申込の向へは三ヶ月。二百
 部以上は五ヶ月賦拂の御請求に應ずべし。送金は四谷郵便支局に限る。製本完成に付申込次第送本
 致候(一個人の申込は前金を要す)

發行所

東京市四谷區
 愛住町二番地

警察監獄學會



君啓敦部統司典縣重三



君彦直井坪獄典縣口山



君雄義上山長課表計局獄監



君迪澤黑獄典縣山岡

監獄雜誌第九卷第十號

(明治三十一年
十月二十日發行)

論

說

●典獄諮問會に於ける板垣内務大臣の演說速記

此度典獄諸君を召集致して斯會を開いたであります。夫れは監獄の事務に就て大に改良を致さうと云ふ考で或は諮詢を致し又訓示を致す爲に御苦勞を掛けられたのであります。抑も監獄の事務と云ふものは行政中頗る大切なるものであつて、此張弛整否は内は民衆の安危に關し外は國家の體面に係ると云ふ問題であります。殊に又此改正條約の實施と云ふにも切迫して居る譯であります。益々諸君と共に勉めなければならぬと思ふのであります。又此問題に付ては維新以來政府も充分に心力を盡して先づ今日の進歩を見ないのであります。尙ほ深く治獄遇囚の實地に立入て見るときは其不備缺漏等は甚だ多い様に思ふのであります。此問題に就きましては本大臣は最も熱心にして是は素論である其社會の害惡を除く上から云つても道德の上から云つても誠に治獄の要務であると確信をするので

說

論

(一)

あります、其着手と致しては先第一に監獄費國庫支辨と云ふ事を致して之を統一致し擴張をせぬければならぬと斯ふ云ふ考より致して願くば此三十二年度よりして之を實行致したいと云ふが希望であるが扱此財政の困難と云ふ點より致して一般の權衡を計つた上に於て或は止むを得ず此三十二年度には其幾分を國費と致す様な事に落着致すかも知れない、さうすれば即ち三十二年度の下三ヶ月より先き國庫支辨になる様にならうかとも思ふのである、爲し得る事ならば三十二年度より致したいと云ふ考の間に居る譯であります、夫から眞に此の獄則を十分に實行致さうと云ふことには何分監獄の構造と云ふものが良くない、之を改築せねばならぬと云ふ事が前途の目的でありますが是は又莫大の費用を要するものであつて篤と財政を掌る所の當局者と相謀らねばならぬ様な譯である其間只手を拱して待つて居ると云ふ譯には往かないので、何分にも諸君と俱に奮發を致し爲し得らるゝ丈此獄則を改良致して十分に諸君か茲に意を用いられたならば此不完全なる構造の監獄の内に在ても猶ほ爲すに餘地あるとであらうと思ひます

又手又獄則改良に付きましては其諮問案等は印刷して諸君の手に在る筈である、然れば今回は十分に諸君は忌憚なく之を論議せられて而して本大臣に於ては諸君の意見を参考に致して猶ほ之が改良を全ふしようと思ふのであります、就中此遇囚の事の大切なることは諸君も知らるゝ通りの事である是には充分に注意

を要するのである先づ此囚徒は無辜の民であると云ふ事を諸君が記憶せられなければなるまい、只典獄諸君に訴ふるの一路あるのみである、然らば只此囚徒を屈從せしめて得たりと云ふことに思ふて居たならば是は大なる過ちであるので彼の囚徒なるものはドウであるかと云へば先廉耻心を失つたものである、又名譽心を滅したものである、又貯蓄心を滅したものである只諸君が威權を以て之を壓するときは或は抵抗する者もあるが此抵抗心を失ふときは卑屈心を懷くもので誠に柔順なるものである、諸君は此貯蓄心を起さしめ名譽心を得せしめ廉耻心を得せしめねばならぬのであるか是と同時に又慈仁博愛の心と信義を以て處せぬければならぬ、所謂寛嚴其宜しきを得ぬければならぬと云ふのであります、然して此獄制と云ふものに就て其根本よりして其方針を極めんとするには監獄の統計が必要である、本大臣は之を社會の下水であると云ふて居るのである、此下水を分析して見れば是は如何なる所から流れ出して來たものであるかと云ふ事は、分るのである、又はは如何なる性質の物が交つて居ると云ふことが分るのである、然して後初めて之を處分することが分るのである、又下水から「バクテリア」を發生して大に社會を害するものであつて而して又監獄は是丈のものを含んで居る就ては此統計と云ふものには種々な事がありませう、教育の關係もあれば又社會の關係もあり、親族の關係もあり、職業の關係もあり、又歳の豊凶の關係もあり、其他種々の

統計を擧げることが出来るのである。又此囚徒の意思をどう云ふ處に於て改悛せしむることが出来るのであるか、又免囚後如何にして彼は良民に復るとが出来るものであらうか、又はどう云ふ境遇に依て再犯をするに至るものであるかと云ふことは即ち此監獄統計に依て是は顯はるゝものであつて、實に此監獄の裨益となるのみならず一般社會の不完全なる事や何か總て此監獄統計に於て即ち政治家に大に裨益を與へるのである、之に依て其犯罪に至る途を鎖して犯罪を防遏すると云ふことは即ち貧民救助の機關等を備へるに於ても此監獄の統計よりして諸君が示さねばならぬのである、又一人の囚徒を捉へて見て見ても此れに如何なる岩間を潜つて斯う落ち來つたのであると云ふ事は分るのである、さうして見れば社會の不備なるものか之に至つたものであるか其惡漢の罪であるか社會の罪であるかと云ふことは問題であるのである、是等の處分を爲すには最も諸君が此監獄の統計に力を入れられたいと思ふのであります。

又此監獄の衛生に於きましては百事紀律整然とした内に在りて見れば衛生の試験に便利なるは監獄である、然らば諸君が之に力を用ゐらるゝときは實に獄中のみにあらずして大に衛生の上にて世を裨益する所があらうと思ひます、然るにさう云ふ餘地がなくして徒に目前の患者を救ふに過ぎないものであらうかと考へて甚だ痛歎の至りに思ふのであります。

又囚徒の教誨の事である、教誨師杯と云ふものは餘程意を用ひて呉れねばならぬ、是は囚徒の善心に復ると云ふものは親戚の異見又此宗教の誘導と云ふ事が最も力のあるものであらぬければならぬのである、是は實に通常の法話の下に囚徒の睡りを催はすことがありはせぬか是等の事は諸君の改良を加へられたい事であらうと思ひます。

扱て其法律に於て此外形上稍々宜しきを得たとした所が到頭是は人に存ずるのである、然らば此典獄に其人を得ぬければならぬ、又此典獄の職と云ふものは充分經驗を積みたる上に於て始めて其目的を達するものであらうと思ふ、然らば此典獄の諸君と云ふものは成るべく動かさぬ様にせねばならぬ、然れども其人を得ないのは往けないからして其目的を以て過日典獄の諸君を取替へたと云ふ様な始末であります、就ては諸君の配下の官吏に於ても充分に觀察せられて其不當なるものは取替へて致さぬければならぬ、又此官吏の教育等に就て監獄學校も建つることになつて居る、是等に付ては充分に諸君が御注意になりたいことである、夫れから此典獄諸君の品位と云ふものは最も高尚に志を持って貰ひたい、彼の世俗の名利に走ると云ふ様な事なく至誠以て諸君の能力を盡されんことを希望するのであります、即ち諸君は此監獄を見ること一家を見るか如くになりたいと思ふのであります、最も親切に周到に事に意を用ゆることを希望して止まぬのであります。

す、又終りに臨みて一言を致したいは外國人に係る遇囚の注意でありますか、是は風土、人情、習慣と云ふものを異にするれば自から又種別の扱ひを致さぬければならぬのであります、是等の詳細なることは指示事項に示す所であります、茲に格別の言を費さないであります、猶其他詳細の事は即ち監獄局其當職の人から御聽取にならんことを望みます、先づ本大臣は斯う云ふ考を以て此の改良を致したいと思ふ、どふしても此の精神的の改良から致して且つ萬般の事を演繹致す積りであるので、どうぞ諸君は其意を體せられて此會の結果も頗る好結果を得る様に致すことを希望致します

●小倉警保局長兼監獄局長の演説速記

私は警保局長に任ぜられました監獄局長を兼ねることになりましたから諸君と相見することは今日が始めてであります、既に御承知の如く警保局の事務と云ふものが甚だ多忙でありますから監獄局長を兼ねると云ふことは、なか／＼容易でないので即ち監獄の事務は複雑で一人の局長が専任であつても充分に其職を盡すことが出来やうか如何と云ふ事は疑のあることであります、夫れで兼任でありますから、なか／＼充分に職務を盡すことは出来ないので甚だ残念に思ふのであります、併し今般諸君を大臣から召集をされまして指示の事項もあり又諮問の事項もあります、諸君の多年の経験を聞き又内務省の執る所の主義方針を示し充分に御相談したら又得る所かあらうと思ひます、どうぞ腹藏なく御諮問に御答辯あらんことを望みます

す

扱て監獄改良と云ふ事に就ては近來其聲は世間に高いのであります、併しながら如何なる方針に依り如何なる主義を執て此監獄を改良をせねばならぬかと云ふて見ると一二の雜誌の様なものを除く外日刊新聞杯には、ドウ云ふ様に改良を望むと云ふ事は今日無いのであります、歸する所、當局者の調べて居る所、當局者の思ふ所が主となつて此改良を圖らねばならぬのであります、各國の例を見ると民間の輿論か喧しくなり或は學者を外國に派し或は委員を作り新聞に雜誌に監獄改良の事を述べて然る後に今日の結果を來したのであります、我國の監獄改良の事は單純の事に世間で見て居る、然るに諸君は御承知の通り單純でなくて頗る複雑である問題と信じます、なぜなれば斯の社會に生息する所のものは悉く此監獄に這入て來る子供もあり老人もあり、男もあれば女もある、富むで居る者もあり貧乏の者もあり種々様々の者が這入て來る、監獄には一つの小天地を作て居る者である故に之に長たる所の人が爲す務は極めて複雑である、云はねばならぬ、其複雑なる事務を執る所に長となつて好結果を擧げんとするには其主義方針と云ふものがなければならぬと信するのである、其主義方針はどうであるかと云ふと今日迄先づ執來つた所に畫一主義と云ふたらば語弊があるかも知れませぬが均しく犯罪者であれば之を同じやうに取扱はねばならぬと云ふのであります、然るに今日監獄では貴賤、貧富、男女の區別なく監獄に入れば同じ様な待遇をして來たのであります、然るに同じ様な待遇は却て畫一にならぬ、公平の爲めに畫一に爲し來つたのが却て不公平になると云ふのは此社會に住む者は貴賤、貧富、其職業も異なるものでありますから、一たび監獄に入れば富んで居る平生下女下男を使つたものが這入て來れば只其狭ひ所へ來た丈けでも種々の苦痛を感ずる肉體上の苦痛もあり、精神上の苦痛もある、又一寸例を云へば橋の上に棲んで露臥して居る者が這入て來ては格別

苦痛を感じないのであります、又婦人は婦人の取扱がなければならぬのである婦人と男子と同じ取扱をすることは言はずして其性質出來ぬものである、從來種々の地位がある其他位に依て自然の境遇がありますから、監獄に入て來た者も成るべくは法律の許す限りは人々個々に就て待遇を異にせぬければならぬと思ふのであります、深く言ふて見ますれば車夫とか鳶の者とか云ふ者は銘々自宅に使つて貴様とか其方と云つて居りましたか夫れは監獄に來れば對等の扱をなして居る實に堪へないのであります或は一の嫌疑で監獄に入て出て來たものゝ話に監獄の看守杯は茲に這入て來るには何か悪ひことをしたのであらう身分に就て區別か出來るものか云ふ斯の如きは罪の極らぬ内は社會の地位に就て相當に取扱いたいと思ふ、是は先づ被告人の話でありますが被告人は未だ罪の極つた者でない、疑かあつて調べた上で極るのである、拘置監と云ふては宜しくないか之を拘置するは逃走又は證據湮滅の恐れがあるから之を拘置するので罰する爲に拘禁するのではない、司法官の調に依て必要に就て拘禁するのであるから必要外の事は扱を異にせぬければならぬと思ひます、其司獄官の言語にせよ又其他の待遇にせよ總て人々に依て幾分か區別をせねばならぬと思ひます、又此人間か今被告で居りました者が其刑か極つて囚人となりました所が矢張此個人主義は棄てはならぬと思ひます、人には強弱もあり、又人の世の中に執て居る所の職業慣習等に依て同し事をさせても苦痛を感ずる者がある又少しも感せぬ者がある此社會でやつて居つた者は何とも感せぬものがある、又極く荒い仕事をして居つた者に細かい仕事をさせると非常に苦痛を感ずるのである又長幼の別も自からなければならぬ小供は小供の仕事をさせ監督をせぬければならぬと思ひます、又其個人主義の扱をするには今日の儘の監獄の建物では不充分と思ひます、何れの監獄も未だ分房制の行はれて居るものはない、内務大臣か監獄の改良を爲し監獄費を國庫支辨にするのは先づ第一に分房制にせねばならぬと云ふことは最早自分か申すより諸君か御承知と思ひます、成るべく未丁年囚は別に置て再び罪惡を犯すことかない様に致し猶ほ他の罪囚習慣となつて居る所の盜賊將來の惡人もある夫れ等と俱に置きまして感染せしむるは監獄の妙を得たものではないと信します初犯の者は初犯の扱をなし累犯者は累犯の取扱をするは此個人主義に據らねばならぬと思ひます此個人主義に依て扱をすれば何事も舉らうと思ひます、今日の監獄は大阪は四千人もある、ドウしても行はれぬ大な監獄は獨りの典獄で其囚人を扱ひ切れる丈の限度だけ減じて行かねばならぬ、一府縣に一つ置くに限らぬ幾つ置ても宜い、今の地方税支辨では出來ぬが國庫支辨にすれば其地方に依て幾つも置かねばならぬと思ひます、此人に依り待遇を異にせんとすれば今日の監獄を分合するものもあり、廢するものもあらうと思ひます、猶ほ此儘でも此主義で往けば幾らか分房主義にすることが出來やうと思ひます、又是迄の職員では給料を餘計にすることは出來ぬが之を一定にしやうとするには俄かに此人に扱はせることは出來ぬから司獄官練習所を建て青年に新方針を練習せしめて追々改良しやうと云ふのであります、又監獄の作業も誰にも彼にも一ツ仕事をさせることは出來ない女に荒い仕事をさせる所もありますが女には縫針をさせ又荒業をして居つた者には荒業をさせ羸弱の者には異なる仕事をさせねばならぬと思ひます、又之が免囚となつて出た時に其業に就き易いと思ひます又監獄内の懲罰の事でありますが是逆も人々に就て典獄其他部下の人が其行狀を見、常に訓戒して居れば出來ますが大勢の間に於て其人に適當せぬ事をさせれば充分に骨を折ても其仕事を果すことが出來ぬから是も自分の嫌ふ仕事をさせれば遂に罰せらるゝこともありますから其人々に就て其仕事を異にすれば出來やうと思ひます、又教誨の事も大切なもので、教誨師も來て傍聴して居るが今日の有様では先づ眞中に阿彌陀如來が在て説法をする殆んど御寺同様で中には欠伸して居る者がある此教誨師に於て只信徒を殖やすで

ねと云ふことは最早自分か申すより諸君か御承知と思ひます、成るべく未丁年囚は別に置て再び罪惡を犯すことかない様に致し猶ほ他の罪囚習慣となつて居る所の盜賊將來の惡人もある夫れ等と俱に置きまして感染せしむるは監獄の妙を得たものではないと信します初犯の者は初犯の扱をなし累犯者は累犯の取扱をするは此個人主義に據らねばならぬと思ひます此個人主義に依て扱をすれば何事も舉らうと思ひます、今日の監獄は大阪は四千人もある、ドウしても行はれぬ大な監獄は獨りの典獄で其囚人を扱ひ切れる丈の限度だけ減じて行かねばならぬ、一府縣に一つ置くに限らぬ幾つ置ても宜い、今の地方税支辨では出來ぬが國庫支辨にすれば其地方に依て幾つも置かねばならぬと思ひます、此人に依り待遇を異にせんとすれば今日の監獄を分合するものもあり、廢するものもあらうと思ひます、猶ほ此儘でも此主義で往けば幾らか分房主義にすることが出來やうと思ひます、又是迄の職員では給料を餘計にすることは出來ぬが之を一定にしやうとするには俄かに此人に扱はせることは出來ぬから司獄官練習所を建て青年に新方針を練習せしめて追々改良しやうと云ふのであります、又監獄の作業も誰にも彼にも一ツ仕事をさせることは出來ない女に荒い仕事をさせる所もありますが女には縫針をさせ又荒業をして居つた者には荒業をさせ羸弱の者には異なる仕事をさせねばならぬと思ひます、又之が免囚となつて出た時に其業に就き易いと思ひます又監獄内の懲罰の事でありますが是逆も人々に就て典獄其他部下の人が其行狀を見、常に訓戒して居れば出來ますが大勢の間に於て其人に適當せぬ事をさせれば充分に骨を折ても其仕事を果すことが出來ぬから是も自分の嫌ふ仕事をさせれば遂に罰せらるゝこともありますから其人々に就て其仕事を異にすれば出來やうと思ひます、又教誨の事も大切なもので、教誨師も來て傍聴して居るが今日の有様では先づ眞中に阿彌陀如來が在て説法をする殆んど御寺同様で中には欠伸して居る者がある此教誨師に於て只信徒を殖やすで

なく一人でも善人になれば其目的を達すると思ひます、併し大勢の中で睡て居る様では益がないから是人々に就て其初犯累犯或は小供等未だ罪犯に慣れぬものは殊に教誨を下したならば監獄の厄介になるものが少ないと思ひます、是又個人主義に依るものであります、又特赦、假免の如きも個人主義に依て取調べれば今日より善く取調が出来やうと思ひます、出獄幼年感化と云ふ如きは往々ある問題で言ふべく行はれない前きの、大審院長辭職の後に其問題があります但其事蹟が顯はれぬことではは國庫支辨許りでは往けぬ慈善家に訴ふのでありますが是迎も獄則が改良し感化の途が開ければ又引受て世話をするものがあると思ひます、又此囚人押送の事も個人主義にしたい、何んでもかでも逃げるものでない自分から訴へた者も戒具を施すと云ふことは善くない逃げぬ様な餘り縛せぬで善いものは縛せぬで宜しい、大都會で珠子繫ぎにされて往けば耻をかく、耻をかけば自暴自棄になると云ふ事もありますから人に依て之を變へねばならぬと思ひます、其他の問題は個人主義に依て割出して參れば害か少ないと思ひます、又監獄に入る者は千差万別でありますが是即ち社會の疾病である、病人である、監獄は之を治療してやらねばならぬ、然れば監獄は病院である、其監獄の典獄は病院長である其内には怪我人もあり、傳染病もあり遺傳病もあり、特發性もあり、軽い症もあり不治の症もあり、又治療の仕様で癒ゆる者もありませう、是等は其人々に就て能く精察して典獄及部下の人は其人間に依て取扱を爲し治療を加へる考で爲したならば遂には此療法が適ふて健全な人になつて出る者かあらうと思ひます、併しながら只其人々に付て盡く穩かにせねばならぬと云ふ事もありませんが嚴正にせねばならぬと云ふ所は嚴正にせねばならぬのであります、又此典獄其人は慈愛がなければならぬと思ひます、外國で一人の看守長が一人の囚徒を捉へて今日就職したが職務の方針はどうしたら宜からうと云ふて聞いた者があります、處か其囚人は前看守長は細かい事を苛察した看守

長の職務は必らず檢分しなければならぬ事丈見れば宜いもの瑣末の事は黙つて居るが宜い前の看守長の時には管業に就て居る者か恐れて夫れか爲に業をしなかつたが必要な事丈に眼を着ければ却て仕事か舉らうと思ふと云ふたことかある其囚人の言に就て看守長は瑣末の事は見逃して規則上是非見ねばならぬ事丈に嚴にして其監獄が善く往つたと云ふ事かありましたが是は其人に依るものでありますか是も規則だ彼も規則だと云ふ様にせず幾分か慈愛心を加へて往つたら幾らか宜いと思ひます、又典獄諸君に對して入獄中寛嚴其度に適して出獄の上眞心に歸る者か多々あれば彼の病院の患者か愈々退院して病院長に禮狀を贈ると同じく出獄者か禮狀を贈て典獄諸君の机上に堆く謝意を表する様にならんことを望みます又此諸問事項に付て諸君の意見を伺ひ又指示事項に付て指示する事もありませうから充分に御腹藏なく御意見を御陳述あらんことを希望します

○敢て看守諸君に檄す (第二回)

小河滋次郎

單に看守と云ふ若し果して讀んで字の如くたるに止まらしめば看守の職務は極はめて簡單且つ容易なるものと謂ふべし、然るに看守も亦た是れ監獄官吏の一部にして獄務執行の機關たる働らきをなす上に就ては敢て典獄其他の上官と相輕重する所あるを見ず、獄務の目的とする所は罪囚を懲治感化して之を良民に復歸せしむるにありとせば典獄其他の上官が是を以て其の職務の目的として深く心身を勞する所あるが如く看守も亦た罪囚を懲治感化するを以て其の職責として盡瘁努力する所なくんばあるべからず、監獄官吏と

して看守の位置は下級に在り、若し又之を人體に譬へて典獄と看守との關係を謂はば典獄は首腦にして看守は手足たり、然れども其の位置の下級たり將た其の關係の手足たるが爲めに看守の職務を以て比較的卑賤のものとなす勿れ西諺に曰く職務に貴賤なし貴賤は人に存すと况んや國家的名譽ある行刑必要機關の任務に従事する看守其者の職務に於てをや、彼の幻術師の指頭を弄するものを見ずや其の輕捷快利なる毫も心腦の作用を要せざるもの、如し又彼の使卒の健脚を行るものを見ずや睡眠の中尙ほ能く數里の長程を疾走するものあり、心と體と能く相融合調和するときには手足即ち心腦、心腦即ち手足、其の間、何んぞ輕重尊卑の差別あらんや若し手足たる看守にして精妙活潑なる運動をなすを得ば首腦たる上官と雖ども敢て大に尊重すべきに非らず手足たる看守と雖ども亦た決して卑下すべきに非らず其の價直に至つては則ち毫も相輕重する所あらざるなり。且つ又彼の家屋を建造するものを見ずや先づ其の基礎を牢築して而して後ち漸次上層に及ぼすにあらざや、看守は其の位置としては即ち下級にありと雖ども然かも獄務の基礎たるべき最要樞の地歩を占む基礎堅からざれば家屋牢固なる能はず看守は其人を得ざれば獄務亦た從ふて其の完整を期すべからず看守なる職務の獄務上に於ける關係の極はめて緊切重要なること實に斯くの如し何んぞ唯だ其の文字が彼れを言ひ顯はすが如く爾かく簡單にして且つ容易なる職務なりと言ふを得べけんや聖語に曰くうつくしき心を見出すはすでに一の贏けなり、能く此の心を保つを得ば一層多くの贏けなり、若し夫れ能く既に喪ひ亡びたる心を救ひ出だすことを得ば何ものか之れに増さる最も多く最もうつくしき贏けがあると看守の職務は則ち其の所謂既に心の喪失したる可憐の同胞を救濟濟度するを以て目的とす何んぞ其の神聖にして且つ功德の無邊なる看守にして若し果して其の職務を全ふするを得ば天の賜を得ることの多き誰れか又看守に及ぶ者あらんや。監獄は實に國家安危の由つて繋かる所監獄にして能く其の目的

を達するを得ば國家、由つて以つて安寧なるを得べく民人頼つて以て其の慶康に浴するを得べし看守は則ち監獄機關の要部を占め其の良否は忽ち監獄全體の整否に影響す看守たる者豈に國家的最も名譽なる貴重

の職務に任ずる者に非らずや看守の職務に在る者動もすれば輒ち誤解すらく職務の至難なるは則ち勿論なりと雖ども吾れは分掌例及び勤務心得の命ずる所の規程に據つて我が職務を執行し且つ囚人をして嚴に獄則及び教令の命ずる所の事項に服従せしむるを得れば則ち能事足りり而して之を爲すこと何んぞ必ずしも至難ならんぞ何んぞ知らん分掌例若くは勤務心得等に規定する所のものは洵に是れ其の職務の一小部分たるに過ぎざるを、且夫れ看守の職務にして單に囚人を監察視査するに止まらしめば則ち獄則教令の勵行を是れ努むるに専はらにして能事足れりと謂ふも可なるべしと雖ども併はせて亦た能く彼れを懲治感化するの責任あるを以て此點に於ては看守は則ち教誨者なり心性の學に通ずる者にして始めて能く教誨の責任を全ふするを得べし豈に一片、分掌例若くは勤務心得の規定を以て能く之を詳悉し得べけんや其の職務の精神及び實質に至つては條文以て之を規定すべからず命令觀て之を表明する能はざるもの寧ろ其の多きに居ると謂ふべし、然らば如何せば能く之を領解知悉することを得べきや曰く敏活なる智能、熱誠なる心意及び健全なる理解力の働らきを俟つて始めて能く其の目的を達するを得べし千變万化、複雜困難なる職務に對し精銳新鮮なる活氣を添へ能く機宜適當の妙用を全ふせしむるを得る所以のものは實に此三者の働らきたるに外ならず是れ即ち看守の職務の器械的平調靜止のものたらざる所以にして従つて又其の性質の大に尊重すべきものたる所以なり何んぞ單に分掌例又は勤務心得の命ずる所の規程に由て其の職務を執行し且つ囚人をして嚴に獄則及び教令の命ずる所の事項に服従せしむるを得るを以て能事足りりと言ふを得べけんや其の任重きものは其の勞

亦た従つて劇甚なり、一とたび身を以て此の職務に献ずる所の者、宜しく先づ其の任務の重大にして其の勞働激甚なるを覺悟せよ漸く其の職務の性質を領解するに及んで益々任の重くして勞の甚しきものあるを感ずるに至るを覺悟せよ之を感ずるの日は則ち宜しくうつくしき心を見出すはずでに一の贏けなり

能く此の心を保つを得ば一層多くの贏けなり

若し夫れ能くすでに喪ひ亡びたる心を救ひ出すことを得ば何ものか之れに増さる最も多く最もうつくしき贏けかある

の聖語を三誦すべし汝が奉ふる所の幾多の罪囚、彼れは即ち既に心の喪失したる可憐の同胞なり彼れを救授濟度するは即ち汝が職務の最終目的にして此の目的を達するの日は即ち最も多く最もうつくしき天の賜を得るの日なり須らく其の職務の神聖なるを思ふて自ら慰むる所あると共に大に亦た自重自尊する所なるべからず

○監獄教誨論

有馬 四郎助

監獄改良は頗る廣濶なる問題にして政治、宗教、道德、社會、經濟等あらゆる問題に關係すること最も深きものと云ふべし、故に監獄改良の實を全からしめんと欲せば從て以上列舉したる諸問題を等閑に付す能はず、然れども監獄改良を概括せば一は外部の改良、二は内部の改良となるべし、而して其内部に於ける

改良てふことにつき最も主要なるものは、犯罪者に對する教誨是也、この教誨果して實効を奏する時は監獄改良てふ廣濶なる問題は殆んど解釋せられたりと云ふも蓋し誣言にあらざるなり、

從來我國に於ては比較的に教誨を重せざりき、當局者にして若し果して此問題を重要視したらんには今日の如き不振に陥らざりしならん、時勢の進歩は速かなる者にて頃日獄事社會に一問題となり而して人々の頭腦を煩勞するものはこの教誨問題なり、過日内務大臣は各府縣典獄を我帝都に召集して各種の問題を諮問したる内最もその主要なる問題の一たりしは教誨問題なりき、教誨の實効あることは如何なる司獄官と雖も最早や疑ふものならずと雖もこの教誨を實施する點に於ては議論區々たりと云はざるを得ず、吾人は議論の多きことを厭ふものにあらず、寧ろこの喧騒たる議論中より健全なる確説の産れ出でんことを希ふものなり、故に吾人は多年懷抱せる卑見を開陳して大方諸君の教を請はんとす、

第一、監獄は宗派を傳道する場所にあらず、宗教家の或者は監獄にその宗教を傳道するは自己の宗教を弘布し而してその信徒を増加せんとするものなきにあらず、これ監獄教誨てふ趣旨を忘れたるものなり、監獄は失敗の民、墮落の人を改悛せしむる所なり、故に西洋にては監獄のことをペンテシヤリア(改悛の場所)レホームトリー(改良する所)と云ふとかや、其故に監獄に教誨する者はその宗教の如何を問はず人を人にしなすと云ふ精神にて教誨せざれば折角の熱心と訓誨も蓋し徒勞に歸せざることなきを得んや、從來我國の教誨師は其俸給を半ば宗教の本山より受け而して他の一半を監獄より給與せられたる實況なるが如し、之甚しき謬法たり、監獄に於ける教誨の位置并に價値は吾人の思ふよりも尙ほ肝要高貴なるものにて、當局者たるもの教誨をして有効ならしめんと欲せば周到慎重なる思慮なかるべからず、而して夫の教誨師の俸給の如きも全然之を監獄より支給せざるべからず、權利は實力に伴ふものにて教誨師の俸給を幾

部分にても他より支給せらるゝ時は教誨の方針、主義、並に教誨師の任免等につきても監獄の便宜のみを以て左右す可からず、或程度まで宗教の本山に譲らざるを得ず、現に我國の教誨師は本山より派遣せられたるを以て好し監獄に於て希望することあるも本山の都合を以て之を他に轉任若くは引退せしむる事なしとせず、これ監獄に取りては非常なる不利益にして且つや政府の威信に關すること極めて大なりと謂はざるべからず、卑見の如く教誨師の俸給をして全然監獄より支給する時は大にこの弊害を防止し以て真正監獄教誨の實を擧るに近かるべし、斯く論ずればとて從來本願寺が我監獄教誨に盡したる効蹟の大なるを無視するものにあらざ飽までも其功蹟を感謝して忘れざるなり、然れども監獄教誨をして愈々効果あらしめんには吾人の信ずる所は隠す所なく之を言はざるべからず

第二、監獄教誨の主義、如何なる宗教を以て監獄教誨の主義とすべきかにつきては論者各其の説を異にす。雖、要するに一宗教を以て之を總ての在監者に説くことは當を得たるものにあらず、宗教上最も大切なることは良心の自由なり、この自由なる良心に向て一も二もなくこの宗教を信奉すへしとて据膳的に之を説くも彼等は在監者なるか故に表面上謹慎するならんと雖も、内實彼等は自己の信奉せざる宗教は聽くことを好まざるべし、嘗に聽くことを好まざるのみならず却て折角の教誨を嫌厭することなきを保せず、故に毎週一回教誨堂に於て實施する總囚教誨は之を道義教誨となし、其教誨終りたる後特別教誨なるものを設けて在監者各自の志望に従ひ宗教々誨を實施せば實効多からんを信するなり、歐米に於ける監獄教誨は敢て一宗派を以て之を限らず、舊教徒には舊教僧侶を用ひ、新教徒には新教の牧師を用ひ、夫の猶太人には「ラビ」して猶太教々師を以て教誨するなり、其故に我國の監獄教誨も之に倣ひ一監獄に各種の教徒を聘用して前述したる如き方法に據りて之を教誨する時はその實効を奏するや蓋し疑ふべきにあらず、請

ふ吾人をして上來の論旨を明かならしめんが爲めに猶ほ左に其の區別を説かしめよ、

(一) 道義教誨、監獄が行刑の要素として教誨を爲さざるべからずとせば茲に強制的に施し得べき一種の教誨なかる可らず、而して此強行し得べき教誨は必らず罪囚の信教の自由を妨げず、又國家か宗教を宣傳するが如き怪態を演ずることなきを要するが故に吾人の見る所にては道義教誨を措ひては他に其の道あらざるべしと信す、思ふに倫理道德は如何なる宗教にも適合せざることなかるべく忠信、孝悌、仁義、禮智、は如何なる人にも實行せざるべからざるものにして、苟くも社會に生き國家に棲む限りは何人も之を守らざるべからざると同時に何人にも亦た能く之を教ふべきものなればなり、必竟犯罪とは非社會的行爲罪囚とは非社會的の人間、少くとも社會的生活に反したる人間にして而して又刑罰はこの非社會的行爲に對する社會の制裁たれば是れ取も直さず社會が個人に向つて社會的生活を強ふるものと云はざるべからず、既に社會が社會的生活を個人に強ふるとせば是と共に社會は個人に社會的生活の道を示すべき義務を有す、殊に既に非社會的行爲たる犯罪ある彼等罪囚に向つて社會的生活の道、換言すれば人倫の大道を彼等に教ふる事必要欠くべからざる事に於て恰かも國家が其人民に德育を強制するが如く道義教誨は監獄に於て強行し得べきのみならず強行せざるべからざる教誨なりと信す、

(二) 宗教教誨、凡そ人を教誨する上に於て宗教が大感化力を有する事は言ふまでもなしと雖も如何なる宗教を監獄教誨に採用すべきかに至りては論者各其説を異にせり、吾人を以て之を見るに如何なる宗教にせよ政府の此宗教若しくは彼宗教と限りて之を監獄教誨に採用するは極めて宜しからず、教誨上之を許可するも更に不都合なしと認むべき正當の宗教家にして監獄に説教したしどの篤志あらば如何なる宗教にて之を許して然る可き事也、蓋し在監者を惡習より隔離するの必要あると共に其眞習に密接せしむるは最も

大切な事にして宗教的説教を聞き其經典を講ずるなどは實に此の良習を養ふ上に於て必要なるものなりとす、サレド信教の自由は罪囚と雖も之を有するものにして従つて之が考究の自由も彼等にある事なれば宗教々誨を爲すに當りて之を強制的に換言すれば罪囚は是非とも其の教を聞かざるべからず、又其儀式を守らざるべからずとなすべからず、唯聞かんと欲するもの、學ばんと欲するものに之を聽かしめ又學ばしむれば足れり、加之此等法律上の自由を離れて單に宗教の上より見るも前に述ぶるが如く宗教に於て最も大切な事は良心の自由なり、此良心の自由を壓するに於ては宗教は何等の効だにある事なし、彼れ罪囚の身は總ての自由を奪れて一步を歩み一飯を食するだにも殆んど機械的の動作となり、良心の自由のみ僅かに彼が腦裡に存す、希くは此自由を壓する事なからん事を、彼が過を悔ひ得るは此自由あればなり、彼が善に遷るを得るは此自由あればなり、彼が神佛に奉事するを得るは此自由あればなり、彼に示すに大道を以てし、彼をして他の強迫によらず自から進んで之を歩むを得せしめよ、

宗教は夫れ猶ほ人体を養ふ食物の如きものか、人心を養ふに各種の宗教あるは人体を養ふに各種の食物あるが如し、肉、菜、米、麥、其種類異なりと雖も何れの食物が夫れ能く滋養なからんや、神佛耶其教は各異なりと雖も何れか其内に眞理なからんや、肉を好まざれば菜を興へて可なり、麥を厭はば米を興ふるも不可なし、宗派を云々して教誨の實を失するが如きは識者のなさゝるところにして所謂分け登る籠の道や多からんと雖も期するところは絶頂に於て明皎々たる月を見るにあるのみ、故に宗教教誨には常置教誨師の外之を説く篤志家だにあらば各種の宗教を許して可なり、

第三、監獄に耶佛儒等の各教を混用するは混雜を免かれずと云ふものあり、この杞憂は一應尤もなることなりと雖も之れ未だ一を知て二を知らざるものなり、卑見によれば宗教の何れの派より教誨師を聘用する

論

もその教誨師たる者にして常識ある人物ならんには宗教の差異を以て妄りに争論嫉妬するか如き醜態を演ずることなかるべし、蓋し教誨の目的は墮落せる犯罪者を救済することにあれば、この大目的だに忘却せざらんには決して論者の憂ふるか如き心配はなかるべしと信んず、眞正に監獄改良の實を舉げんと欲せばこれ位の見識なくんはこの難業は遂げられざる可し、要は教誨師に人物を得るにあり、教誨師に人物を得ずして如何なる尊き教を説くも何等の効果をも收め得られざる可し、教誨の秘訣は「赤心を人の腹中に推す」てふ僅々たる數文字の裡にあれば往らに辨を弄し技を誇るも犯罪者は改良せられざるへし、而して此種の人物は多くは宗教家に之を求め得べしと雖も猶ほ他に之なきを保せず、之を以て余輩は教誨師の採用を一宗派に限るか如きことなく廣く其門戸を開くべしと主張する所以は即ち之なりとす、

説

第四、教誨師の待遇、教誨に効果を奏せんと欲せば見識并に徳望ある教誨師を招聘せざる可らず、人、口を開けば教誨の効力薄弱なるを歎じ、頗る教誨の實效を疑ふものなきにあらざると雖も、こは甚しき謬見たらざんあばらず、教誨をして希望するか如き實効を奏せんと欲せば勢ひ有力の教誨師を聘用せざるべからず有力の教誨師を聘用せんとらば之に相當する待遇をなさざる可からず、教誨師の位置は卑く俸給は看守同然たる今日の如き場合に於ては到底有力なる教誨師は任用せられざるべし、聞く歐米各國にては教誨を見る頗る重く、教誨師を待つや頗る鄭重なるものありと云ふ、其故に教誨師の位置や典獄同等若くは其の次席にして監獄に於ける教誨師は典獄の顧問、囚徒の師父なり、故に俸給の如きも典獄にして年俸三千弗とせば教誨師も三千弗若くは二千五百弗を給與せらるゝなり、於是乎彼れ教誨師は安して身を斯業に殉じ一生の間愉ることなきを得るなり、然るに我國の現状は如何、最高等の典獄は年俸千八百圓にして、教誨師の最高給なるもの僅かに二百圓内外ならずや、かゝる薄待を以て有力なる教誨師を得んとするは至難の事

(〇二)

監獄雜誌第九卷第十號

と云ふべし、故に断然舊來の習慣を打破し、教誨師の位置と俸給を高めて見識と徳望ある人物を招聘せざるべからず、卑見に據れば教誨師の位置は典獄の次席とすべし、次席たりと雖も典獄は教誨師を尊敬し時としては之に師事することあるべし、而してその俸給の如きも北海道集治監の如き大監獄にありては典獄の年俸を千八百圓とすれば、教誨師の俸給は之を千圓位とすべし他の監獄もこの標準に依りて以て教誨師を禮遇せば監獄教誨に適任の人物を得ること蓋し難きにあらざるなり、

人或は曰はん、教誨の職や天爵たり俸給の多少を論するが如きは教誨の聖職に當る資格なきものなり、と論者の言ふ所一應理なきにあらすと雖も未だ以て世態人情を精知せざるの言なり、見識并に徳望ある教誨師なれば其れ相應の勤め向きもせざるべからず、良書も講讀せざるべからず、他の司獄官が要する丈の生活費は教誨師と雖も亦得ざるべからず、之れ教誨師を厚遇せざる可らざる所以なり、教誨師にのみ献身を強ゆるは未だ以て世態人情に精通せざるの言なり、卑見は何處までも教誨師を禮遇して有力の人物を得んとするにあり其佛と耶と儒たるを問ふか如きは第二に來るべき問題なり、第一の問題は必ず見識と徳望ある教誨師を聘用するにありとす、

第五、教務課を新設すべし、監獄に第一、第二、第三、第四の諸課并に醫務所の獨立せるか如く教務課なるものを新設して之を獨立せしむべし、教誨師を第一課に屬せしむるか如きは頗る其の當を得ざるものと云はざる可らず、而して教務課なるもの、爲すべき事務は全然教誨教育に關係のあるものにて其爲すべきの事務は看護用書籍の許否、未丁年囚の教育、書籍館の管理、其他教誨に關する凡べての事務にて從來第二課にて扱ひ來りたる書籍の下附等も教務課に於て之を取扱ふ事とすべし、蓋し此等の諸件は他の事務と異りて監獄に於ける教誨事務なるが故に之を普通の事務課に屬せしむるは極めて不都合なるべければ必らず之を一個の獨立課となすべきなり、

吾人をして以上開陳したる卑見を數年の間實施せしめれば必ずや我が監獄教誨は茲に一新紀元を開始することとを信じて疑はざる所なり、辯論非才を顧みず敢て監獄教誨の爲めに大方諸君の慈教を乞はんとす、

● 正禮裝服制改正の議に就て

典獄の服制論は從來可否の論争ありし所なりしが其筋に於ては監獄官吏の服制を一定するの必要あるを認めたる結果として明治廿九年勅令第三百六十六號を以て典獄、分監長、看守長、看守の服制を定められ、爾來實施し來りたるも本令は正、禮、常裝の場合に兼用することゝなれるより、實際上諸般の不便を感じたるの結果として尋て昨年勅令第四百號を以て更に典獄、分監長、看守長の略服を制定せられ従前の服制は單に正、禮裝に制定することゝなりたり、然るに當局者の間に他どの權衡上其體裁甚だ宜しきを得ざるを以て曩きに召集の典獄會議の節協議會の結果として正裝の制を改正せられ度どの熱心なる希望ありたる趣にて此頃其筋に於ても典獄多數の希望を容れ愈々改正案調査中なりと云ふ、而して今回改正案の概要なりと云ふを聞くに警部長、警部の制に倣ひたるものにして朝章、襟章、袖章の緋絨を白絨とし典獄分監長には特に飾帶を佩用せしめらるゝことに決定せらるゝも圖られずと云ふ、最も袴及び外套等は總て従前の制に異なることなきやの由、他日改正令發布の曉に至らば金色燦然として一層監獄官吏の体面を一新することなるへしと信せり

(一)

説

論

條約實施準備

●外國人の在監者所遇に就て

の卑見 (第五回)

中村 襄

第六 教育

幼年囚及懲治人の教育は言語通ぜざるを以て極めて困難なるが如しと雖も實際に至ては敢て外國の教育方法を設くるの必要なかるべし、何んとなれば改正條約實施後に至るも十六歳未満の者及懲治人等を拘禁する事殆んど稀なるべし縱し偶々之れありとすも多くは我國に於て出生したる者若くは幼少の時來航したる者なるべければ我國の語に全く通ぜざる者極めて僅少なるべきを以てなり縱し譬へ我邦語に全く通ぜざるもの稀に之れありとするも多くは短期刑者なるべきを以て特に教育を授くるの必要なきを信ず故に若し夫等の者ありたる時は適當の書籍を貸與し自修せしむるを以て足るべし

第七 書籍看讀

普通書籍の看讀に至ては即個人的觀察上其智育教育に適するものを貸與するを以て敢て差支なしと雖も彼の法律命令書等を看んと請ふ者若し邦語に通ぜざる時は當たに本人の不利益のみならず監獄に於ても之を遵奉せしめ紀律を勵行する上に於て頗る不便なるべきに依り少くも監獄則及施行細則并に刑法刑事訴訟法の如き直接必要なものは之れを英譯して備へ置くの必要あるべし尤も其他の法律命令も多々あり又英語に通ぜざる者も尠なかるべしと雖も總ての法規を各國の語に翻譯し一々備へ置くか如きは實際爲し能はざる處なれば若し夫れ等の必要を生したる時は臨機事を處するの外なかるべし尤も愈改正條約實施の後各國人の續々入り込み來り雜居するの時に至れば如才なき書肆ならば彼等が平素必要を感ずる處の法令等は必らず二三ヶ國位の語を對譯して發行するに至るべければ是等は今日に於て思ふ程の不便は實際之れなかるべし

第八 信書

信書の發受に就ては大底歐文を用ゆべきに依り外國人を拘禁する地方の監獄に於ては通譯官若くは是れ

を爲し得る書記看守長等を採用せらるべしと雖ども夫れ等の者をして専ら信書檢閱の任に該らしむる時は其秘密を保つとの旨義は全く滅却するに至らん歟最も之が檢閱は現今に於ても實際は書記看守長にて爲しつゝあるなれど兎に角表面は典獄自ら之を爲す事となり居るを以て敢て議論も起らざりしか典獄が全く歐學に通ぜざるに之を檢閱許するが如きは事實爲し得べき事に非らざれば信書の秘密は公然破却するに至るものなり殊に外國人は隨分此事に就ては深く注意するの慣習あれば或は議論の種となる哉も計られざるを以て典獄の洋學に通ぜざる場合には之を通譯せしむる者に相當の資格と責任とを與へ宣誓等を爲さしむるの規定を設くるの必要あるべし

第九 接見

外國人は多く分房に拘禁するに至るべければ之が接見は成るべく多く爲さしむるを要すべし尤も其交談は邦語に通ずるものは之に據らしむるは勿論なれど外國語を以て爲さしむる時は是非とも通譯者を附せざるべからず然るに外國にても矢張り我國の如く奥州九州又は百姓武士等其土地又は身分等に依り言語の相違音調の訛りあるを以て之を通譯する者は充

分夫等の事情に熟達したる者に非ざれば頗る危険なりとす

第十 差入

差入の事に就ては外國人に對しても現行の規定にて差支なきを信せ但現行監獄則第三十八條には單に飲食物を贈らんとする時之を許す云々とあり又第八十九條に於ては刑事被告人に差入るべき飲食物は酒及烟草を除き監獄内に於て炊爨を要せざるものにして一日三回一人一食の量に限るとありて即ち此條件にさへ抵觸せざるものは如何なる種類の飲食物にても許可するもの、如く其範圍極めて廣汎なれど我國人は慣習上之を狭き意義に解し普通三度の食事のみ思惟し居るを以て別に不都合も生ぜざりしが我國情に通曉せざる外國人に於ては大に之を誤解する事あるべきに依り是等の文字は尙一層適切ならしむるを要すべし之が詳細に就ては號を追て講究すべし



典獄會議

●板垣内務大臣口頭諮問の件

曩きに開かれたる典獄會議の際九月十九日板垣内務大臣より治獄上の件に就き口頭を以て直接諮問せられたる問題は粗々左記の如くなりしと云ふ

- 一、典獄か各其主管の監獄内を巡視するには如何なる方法度數に依るや
- 二、在監人の違令犯行者を處罰するに當り看守及看守長の報告のみに憑據するや將た他に如何なる注意と方法を施しつゝあるや
- 三、在監人に對する接見又は書信は可成之を奨勵するの要あるか如し是れ即ち囚徒に向て文明的の痛苦を與へ又一面に於て之を改善に導くの効あるを認む然れば諸君は此接見書信を許否するに當て如何なる注意を加へ如

何なる取扱を爲しあるや

- 四、入浴又は喫食時間の短きに失するは衛生及び身體健康上に關係を及ぼすこと大なり是に關する實況如何
- 五、授業手の適否は往々作業上に弊害のあることなりと聞く之を採用するの標準及弊害の有無に關する實況如何
- 六、在監人の動作は概ね號令を以てすることゝなれるより作業中の動作に至る迄號令を以てせる向ありと云ふ殊に耕耘の如きは身體の強弱、熟練の如何に依り確一の動作を期する能はざるは勿論なり之に對する實況如何
- 七、在監人の枕は木を以て作れるもの多きか如し素と人の頭腦は人身中の首部なるを以て之を大切にせざるへからず之に對する注意并實況如何
- 八、在監人に正坐を強制するは刑罰以外の苦痛を感せしむるの嫌ありと認む本大臣先きに在官中にも此事に付諮

問せしことあり現在尙ほ正座を實行しつゝありや是に對する實況如何

- 九、在監人被服着換の際に感冒等に侵され易し現在の實況及注意の點如何
- 十、在監人の急發病者にして容易に監獄醫の診察を受け得ざるものありと聞く之に對する實際の情況如何
- 十一、在監人の食糧品其他諸物品購入上に種々の弊害ありと聞く即ち會計法規の入札法を適用し却て高價の物品を領收することありと云ふ之に對する實況如何

十二、給與工錢は普く之を囚人に告知すべきは法規の命する所なり然るに往々遺漏脱落の事ありと云ふ、工錢所得の告知は彼れ囚人をして貯蓄心を奨勵するの唯一の方法なるを認む之を告知する方法如何

右の諮問に對しては各典獄より書面を以て答申せらるゝこととなり夫々申書を主管監獄局長に差出さ

れたりと云ふ、何時もながら板垣内務大臣の斯道に傾注せらるゝの結果如斯細事に注意を用ゐらるゝは余輩斯業に従事するもの、敬服且瞻仰の至に堪へざる所なり

●内務大臣より典獄に指示
せられたる事項左の如し

甲號

- 一 至正至嚴なる行刑により囚人を悔悟遷善せしめんと欲せは先づ監獄官吏は身自ら其の儀表となり健全なる道德思想に依り之を涵養するの觀念なかるべからず是を以て苟くも治獄の職に在る者は殊に一層品行を慎み清廉を持し威嚴と信用とを確保し深く品性を養ひ以て其の徳操を高むるを要す然るに數多の吏員にあつては往々素行修らざるものなきを保し難きを以て典獄は茲に深く戒飭を加へ部下に對し時々訓示を與へ若くは尙嚴密に監督する等一層の注意あるを要す

二 治獄の最大要綱とする處は囚人處遇の方法如何に在り遇囚の法其の宜しきを得ると否とは治獄の良否の依て岐るゝ所にして帳簿の整理器具の整頓

の如きは抑末節に過ぎざるのみ然るに現今各監獄の狀態を視るに多くは此の末節に拘はり却て重大なる遇囚法の如何を輕視するの觀なきにあらす個人的に各囚人の罪質犯狀年齢性質を觀察し苟くも以て彼等囚人の改悛を促成するに足るへしと認めたる手段は直ちに活用し以て之れか處遇を異別施爲せざる可らず徒らに名を刑の公平に藉り劃一に遇囚の法を施さんとするは唯に犯人の改悛を促す能はざるのみならず却て刑の公平を壞るの嫌あるものなり個人的遇囚の法固より至難にして殊に多數の囚人を收禁する所の監獄に在ては一々各個人に適應する所の處遇を施すこと難かるへしと雖も仍は一層此點に慎重なる注意を加ふれば或は多少の効績を見るに至らん從て庶務に關する記帳計算事項は成るべく之を簡約節略し重複に渉るか如き帳簿并に手扣様の書類は出來得らるゝ丈之を廢止し以て煩雜なる手數を省略し其省略し得たる所の力を以て専ら之を遇囚の實務に應用するの注意あるを要す

三 初犯又は偶發的犯罪者は監獄の紀律に慣れざる爲め又は其の性情の發動に依り動もすれば教令に

違背し犯則に陥り易きを免れず遇囚上、最も注意を要する所に於て若し是等の者に對しても千篇一律只命令違反を以て之を問ひ漫然懲罰を科して之を抑壓せんと欲するが如きは遇囚の要を得たるものと謂ふ可からず宜く個人的關係を省察し寬嚴其の宜しきに適し初犯又は偶發囚をして處遇の結果反つて益々執拗冥途に矯正すべからざる者に至らしむるが如きことなきを要す

四 監獄事務の簡捷を計り且其の統一を期せんと欲せば典獄は先づ書記、看守長、監獄醫、教誨師を集め監獄官會議なるものを開くを要す回議決判に要すべき事項、協議を要すべき事項、訓示を與ふべき事項等一に該會議に於て之を諮問決議し此の外又甚しく急切に迫るの事件あるに非ざれば特に商議查數を要せしむることなく平常の時間に在ては各其の執る所の事務に精勵勤勉ならしむること爲さば之に依り多少の時間を節約するを得べし會議は此の如く事務を簡捷ならしむると同時に亦列席したる吏員は悉く一般の監獄事務に通ずるの機會を與へ自ら主管外の事項殊に遇囚一般の實務に注意するに至るべきなり此の趣旨により現今多

くの府縣に於て之を實行する者あるを見る然れども其の未だ實行せざる地方に在ては速かに之が施行に努め既に實行しつゝある地方に在ては前述の趣旨を擴充し成るべく多く之を利用し其効果を得ること益々多からしめんことを希望す

五 監獄支署は大概刑事被告人若くは短期輕微の囚人を拘禁する所にして此の種類の者は殊に慎重周到なる處遇を爲すの必要あり故に茲に長たる所の者は最も重大の職責を有するものとす然るに往々支署長の撰擇を誤まり却て本署の課所長の地位に重を置き支署には比較的劣等の吏員を配置するの實況あり是れ其の本末輕重を誤るものと謂ふべし故に將來支署長は勿論支署勤務の吏員は殊に其選叙を慎み成るべく上級老練の人物を配置するの注意なかるべからず

六 監獄事務は極て複雑多端なるを以て其極往々多數の吏員に事務を分配擔任せしめ責任ある所の吏員は却て單に之を總括するに過ぎざるか如きに至ることあるが如し今其各課所長の位置に在る者の職務法を見るに其の事務の性質細大に論なく總て之を下僚に委ね自己は唯捺印するに止まるが如き

弊風あり是を以て各課所長は執務の方法其の適正を得るや否やに至て毫も之を關知するなく加之甚しきに至ては往々其の管掌事務の大綱すらも之を辨知せざるものなきに非ず斯の如くんば勢ひ事務責任の所在を確保する能はざるのみならず却て簡捷敏活を缺くの嫌あるに至るべし故に典獄は宜く其の事務に精練熟達せる者を撰んで之を責任者の位地に充てしむべきは勿論なりと雖も亦之に當りたる所の者をして各能く管掌事務を整理するに汲々せしめ自ら最も多く其事務に當り唯事の性質極めて輕微なるもの限り單に之を下僚に委ぬるの方

七 三十年五月勅令第四百十九號を以て看守傳給令を改正せられたるを以て從て今日に在ては宜しく其の人物を精撰し且教習法に一層の力を盡し専ら理術に通曉せしむる所なかるべからず其の教習法の如きは勉めて高尚浮華の理論に流るゝことを避け専ら實務に適し規律に肅陶せしむるの方針を取り自重の氣象躬行の美風を涵養せんことを主要とすべし尙ほ典獄に於ても常に親しく教習所に臨ん

て實際の状況を監督するは勿論時々自ら訓示講説等の勞を採るの注意あるを要す

八 身分帳簿は囚人の個人的關係を詳悉し之に依て其の待遇を殊別施爲すへき要簿たり故に苟くも當該囚人の心算行爲に係る現實の事項は一切之を網羅し恰も形の鏡に對するか如く真正明確のものならざる可からず然るに往々其の記入方法粗雑鹵莽に涉り間々正鵠を失することあり是を以て記入方法の如きは將來一層詳密的確ならんことを期し殊に身上表に至ては成育健康教育前科職業親戚の關係等逐一細心に記入を施こし一見其の來歴犯罪の因て起る素因を知悉するに足るべく視察表作業表等に在ても常に之か記入を怠らざ能く之を運用するの方法を講すべし規定の欄若くは用紙にして尙此等の一切に涉る關係事項を記入し難しとせば便宜之を増加するを妨げす而して之れか爲に却て複雑なる手数を要するか如きことあるは該帳簿の精神に非ずして之に依り益々他の事務の簡略敏捷なるに至て始て能く之を活用したるものと謂ふべきなり

九 假出獄の申請を爲すの府縣多きものは一年數十

適切に此の任務を全ふせしめんとせば宜しく多年當該者に直接して其の個人的關係を詳悉したる監獄官吏の助力を與ふる所なくんはあるべからざるは勿論なるを以て當事者は此の趣旨のある所を體し自今一般の出獄者殊に特別若くは通常監視の附加刑ある者に就ては豫め其の移住すべき地の警察署に對し當該者個人的諸般の要項及び之に對する監獄當局者の意見を移牒し又時々放免者(殊に特別監視又は長期の通常監視刑ある者に對し)出獄後の實況をば警察官より通告を受くる等の手續を採るを要す

十一 在監人の逃走は監獄に於ける一大失責なり是を以て各監獄共に之れが注意を怠らざるべきは勿論なりと雖も近時に至て漸く逃走者の増加したるが如き傾向あるは蓋し戒護官吏配置方法の宜しきを得ざるか若くは其の怠慢不注意に基かずんばあらず故に此際一層戒護官吏の配置に意を留め部下を戒飭督勵し以て犯人をして再び逃走せしむるが如き事變なからしめんことを期すべし

十二 監獄警備は獨り在監人の醫療診治を掌るのみならず博く監獄衛生の點に注意し溝渠、圃園、塵芥

件に涉り少きものは一件すらも申請せざるものあり此等は固より各府縣に於て一樣ならしむること能はずと雖も或は當局者の注意精練如何により斯の如き甚たしき懸隔を生ずるに非るなき歟若し此等の爲に差異ありとせば從て行刑の本體に關係すること少なからず是を以て成るべく其均衡を保ち監獄當局者の如何に依て假出獄者の多少に就き寛嚴の差異ある可からず獨り假出獄者のみならず賞表に於ても亦同じく寛嚴の差著しきときは爲に治獄の公平を缺くの嫌あるを免れず然りと雖も亦之れか爲に改悛の狀顯著なる者に對し假出獄若くは賞表を與ふるに吝なるか其の緩急寛嚴の度に當局者の注意如何に在り宜しく此等の趣旨の存する所を省み囚人をして其の拘禁地の異同に依り甚しき偏頗の待遇を受くるの感念あらしむ可からず

十 假出獄の恩典に浴したる者及満期釋放したる者殊に監視の附加刑ある者に對する出獄後の行狀如何を知悉し間接に之を奨勵監督するは行刑善後の目的を達し再犯防遏の趣旨を全ふするの要務たり特別若くは通常被監視者とは直接監督するは固より警察官當然の任務なりと雖も警察官吏をして

場には時々臨檢し相當の清潔消毒法を施こし且時々在監人の被服臥具を乾燥し飲料水、食料品并に作業等の種目科程の適否を視察し殊に懲罰執行に際しては其の前後及執行中時々診視し之に對する意見を典獄に具申せしむるの注意あるべし新に囚人の入監する者あるときは之に對し健康の狀況を訊問し其の事項を身上表健康欄に記入せしめ病の未だ發せざるに先ち平生其の健康の狀態を知悉し而して病の發したる後調治簿を作製するに當りても一見之に依り病狀の經過を詳悉し得るものたらざる可らず藥品の出納も亦明晰を缺くの嫌あるを以て極めて詳密に之れか記入を爲さしむる等總て醫務衛生に關する事項は將來尙ほ一層の注意を加へらるべし

十三 監獄内一般の清潔法は近年概して當局者の注意大に其の宜きを得るの實況なるは喜ふべしと雖も在監人被服臥具常置器具等を精見するに尙ほ未だ不充分たるの感なき能はず其の他下水の浚渫塵芥の除去等又或は清潔法の周到を欠くの嫌ひあるを免かれす宜しく表裏明暗の區別なく到る所常に清潔の普及を期し殊に被服、臥具、食器、常置器

具等は時々之を日光に曝して乾燥せしめ被服、臥具の如き未だ其交換期に至らざるもの雖も甚たしく污垢に染みたるものを認むるときは臨時之を交換するの注意あるを要す

十四 病監患者の被服臥具は病毒傳播の媒介たるを免れず然るに往々病監被服と通常被服と彼此混淆し確然たる區別を立てざるものなきにあらず自今病監備付の被服は通常服とは必ず之を區別し置き新に病監に入る者には之に病衣を與へ又其の病監を出つるときは必ず通常被服に換衣せしめ病者殊に疥癬、肺結核其他傳染性患者の使用したる所のものは十分消毒澆濯したる後に非されは之を再用せざるの注意あるを要す

十五 病者の處遇に就ては丁寧慎重を専らとすへきは勿論なりと雖も監獄醫の多數病者に接する中に就ては或は診察の疎雑に失し若くは臨時發病の場合に於ける對症療法の敏活を欠き或は已に快復したる者を必要なに尙ほ病監に停留し又は病監を出すに當り回復の實況を精査せず直に普通健囚と一様なる勞役に復歸せしむる等の事往々之れあるが如し之を要するに病發時、病後の攝養は尤も身

體の健康に影響するものあるを以て自今宜しく病監治療中の患者に對しては勿論、發病時、發病後病監に入る迄の間回復期中にある者等の處遇に關し一層慎重の注意を加ゆる所あるを要す

十六 在監人の危篤通知を親屬に發するに當り往々其の期を失し親屬故舊の之を監獄に訪問するとき既に鬼籍に上ざるものなきに非るが如し殊に刑事被告人の如きは時々其の病狀を當該裁判官に通知するの必要あるにも拘はらず是れ亦其の手續を忽諸に附するものなきに非ず同情仁慈の本旨に反るものと謂ふべし宜しく一層の注意を茲に加へ機宜に適する相當の措置を施し至正至嚴なる治罪行刑の内在つても亦瀟然たる博愛至情の籠罩するものあるの趣旨を貫徹せしむる所あるべし

十七 炊夫并に看護夫等殊に清潔を保たしむるを必要とすべき業に服役する囚人には常に白布を纏はしめ以て烹煮看護の事に當らしむるの注意あるを要す然るときは之に依り多少獄衣の汚染を防ぎ而して又常に清潔を保たんことに注意するの結果自ら配食醫藥を受くる所の者をして不快の念を去らしむるを得べし獨り獄衣のみならず病者の蒲團に

も亦上布を用ひ監獄醫并に塵埃多き工場の戒護を掌る看守押丁等も其執務の際白衣を纏ふことゝ爲さば被服臥具をして整秩清潔ならしむるの利便を得べし

十八 囚人監房内に在るの間は各監獄何れも正座を強制するの實況あり固より一定の紀律を維持せんが爲めには正座を必要とすべしと雖も兩足を痠痺し終に端座し能はざるに至り之れか爲めに多少の座席を亂すに至るも尙直ちに嚴罰を行ひ以て之を強行せんことを計るものゝ如し此の如き正座は下等人民に在ては之を習慣とせざるを以て却て一層の苦痛を感じ而かも事實上之を強制し能はざるの事情なきにあらず且つ正座は素と我國固有の美風なりと雖も劇甚なる勞働に服せしめたる後尙端座せしむるか如き習慣は之を強制馴養せしめざる可からずと謂ふに非ず是を以て紀律に差支なき以上は必ずしも正座を強制するに及はざるものと認む

十九 信書の秘密を保ち其發受をして最も敏速ならしむるへきは言を俟たずと雖も近來往々之を等閑に付するの傾なきに非ず看守の書信室に立會を要する所以の者は全く其代書を除く外記載事項に付

指示を與ふることを得ざるものにして唯取締として監守するに過ぎざるを以て其書信を看視するを許すへからず是を以て在監人の之を記載し了りたるときは先づ以て自ら受信人の番地氏名を明記したる封筒に入れしめ尙再ひ之を典獄に宛てたる封筒に入れ封緘の上差出さしむるを要す而して其發受の際に在ては最も敏速に之れか檢讀を爲し數日間淹滞せしむるか如きことある可からず

二十 監獄作業として受負業官司業の利害可否如何に就ては容易に斷定を下し難しと雖も現今各監獄多くは受負業の制を探り官司業に係るもの極て少なきか如し是を以て時に偶々民衆を阻止するの虞あるを免れず或は然らざるも囚人の處遇上其當を得ざるものあり加ふるに監獄經濟の自立を計らんとすれば總て廳中用の物品を自ら供給する方法を探ることを得策とす故に陸海軍其他官廳需要の物品は成るべく監獄に於て之を製作供給せんことを努むへし依て將來各府縣に於て此方針を探り各其業種を選定せられんことを望む

二十一 諸物價騰貴の結果として從て囚人の工錢を高むべきは勿論なりと雖も亦作業の收入を増加せ

んことを計らざる可らず監獄作業は若し受負業種を探らざる可らざる必要ありとせば成るべく収入額多くして其民の産業に妨碍を與ふることなき業種を撰ぶを要す現今各地に於て行はるゝ處の藪工の如きは其収入額概して少く且衛生を害することあるべきを以て漸次是等の業種を廢止し代ゆるに他の収入多き適當の業種を撰ぶの注意あるべし

二十二 炊夫、掃除夫、理髮夫、看病夫は相當の刑期を經過したる行狀方正なる者に就き個人的關係を省察して之を撰ぶの注意あるべきは勿論なりと雖も近來往々其の撰擇を誤り爲めに失態を來すことあり殊に外役囚に就ては既に獄務概則第四十四條に規定せらるゝ所に於て一層其の撰擇を慎むに非ずんば行刑の本旨を傷ぶに至るべし其の他尙各作業に服役する所の囚人も亦能く個人的關係を省察し其の適應する業種を科せんことに注意し漫に業種の如何に依て科役せしむるが如きことある可からず總べて是等の服役方法は將來一層慎重の注意を下し業種其の宜しきに適ひ課役の目的を誤まらざらんことを努むべし

二十三 被服類、工業器械素品、製品、書籍書類、

廳中備品等は總て主管者と直接責任者若くは使用者との授受を明確にし一目の下不時の監督に便ならしめ保存整秩の趣旨を全からしむるの注意あるを要す

二十四 從來往々監獄收獲又は製作に係る在監人員の食料物品をば監獄官吏に對し販賣するの事例ありしと雖も之が爲に情弊を醸し易きの虞あるを以て成るべく之を避け必要上監獄官吏に向て販賣するものは單に在監人の使用に供す可からざるものと限定するを要す而して其の注文又は販賣方法の如きも監督を嚴にし専ら弊害の發生を防遏せんことに注意すべし

二十五 科程外工錢は等級の如何に拘らず總て其科程を完了したる者に對して之を給與すべきに或は一等の科程を終へたる者にのみ之を給し其他は全然給せざる方針を採れるものあり此の如きは五等に科程を分ちたる趣旨に反し自ら科程等級の昇降に注意せざる弊を惹起し易く且科程外工錢を給するの獎勵法に戻るの嫌あり故に前述の取扱を爲す地方に在ては宜く之を改め相當の科程を終へたる者に對しては總て科程外工錢を給する方法を採

るを要す

二十六 監獄則規定の監房別異は監房不足等の爲め各地未だ之を勵行する能はざるの實況なりと雖も往々現に數個の空房を存し置くにも拘はらず仍は在監人別異の困難を訴へ甚しきは豫定外多數の囚員を一房に宥集するものなきに非ず蓋し此くの如き強ち當局者不注意の致す所のみならずして戒護吏員配置上等の都合に依り必要止むを得ざるに出つることなるべしと雖も畢竟姑息の一時の便法たるを免かれざるを以て成べく空房を利用して監房別異の適實に勵行せらるゝ所あらんことを努むべし

二十七 換刑輕禁錮拘留囚は罪質年齢犯數行狀の如何を問はず悉く之を一房に宥集し唯收禁するを以て足れりとするか如きものあるを見る是れ或は戒護者配置上の都合にも依るべしと雖も一房に收集するの結果自ら罪惡の傳播を免かれず故に成るべく之を分房別異し行刑の目的を貫徹せんことを勉めざる可からず而して比較的長期に渉る所の無定役囚に對しては成るべく勸奨し相當の作業を採らしむるの注意あるべきは勿論とす

二十八 分房監は多く之を懲罰の爲に利用するもの

、如し素と分房制の要旨とする所罪惡の侵染傳播を防ぐと共に改良感化の適實を期せしめんと欲するに在るを以て初犯若くは偶發性の者に對して殊に其必要あるを見る是を以て頑冥執拗の累犯囚に對し取締上一時之を行ふも亦可なりと雖も成るべく其の本旨の在る所を利用し初犯若くは偶發囚に對して之を行ひ一層其の成績の舉らんことを努むべし

二十九 典獄若くは其他の官吏巡回を爲すときは看守は服役中の囚人に對し悉く號令の下に禮式を行はしむることなりと雖も若し之れが爲め或は甚しく作業の進行を妨ぐる等の場合に於ては便宜、禮式を省略するも妨げなし且つ目下監獄に施行する處の囚人禮式法を見るに往々にして野卑陋劣の醜態を呈し人をして反て奇異の念、不快の感を起さしむるものなきにあらざり此の如き獨り遇囚規律の嚴實を計るの道にあらざるのみならず囚人の徳性を涵養するの趣旨にも背くものと謂ふべし囚人禮式の方法は自今宜しく簡易眞率を旨とし囚人をして規律の下に服從敬禮の眞情を發露せしむるに足

るの方法を撰んで之を採るべし

三十 在監人の典獄に向ひ面接願せんことを請ひたるときは濫に之を阻害し或は部下に代理せしむるが如きことなく成るべく廣く之を許し一定の日時に於て面接するを要す典獄は之れに依り其の性質行狀等個人的關係を詳知するを得一面又た在監人の疑悞不安の念を消散せしむることを得べし但謂はれなく屢々面接を請ふが如き者に就ては相當處分を施して濫用の弊を絶つるの注意あるべきは勿論なり

三十一 監獄慈善費は監獄則第二十四條の金品を以て收入とし監獄慈善の費用に供することゝなれるに動もすれば其收支の道區々に出て處分方また放漫に渉るものなきにあらざるか如し其一二を擧ぐれば數年以前に死亡又は逃走したるもの、遺留貨物を依然領置し處分未済に付するものあり或は逃走死亡滿一年以上經過後と雖も遺族の下付を請ふ者あるときは之を下付せるものあり或は相當相續人のあるにも拘はらず交付通知を緩漫に付するものあり又其支途に就ても空しく數千百圓以上の慈善費を有しなから殆んど全く之を慈善の道に使用

せざるか如きものあり之を要するに逃走と死亡者の遺留貨物は滿一年經過の後には速に之れか收入の手續を了し且つ適當の費途に向ふて可成之を利用するの方針を取り甲乙地方に依り權衡を失することなきの注意あるを要す(但慈善費支途に就ては明治二十三年五月二十日島根縣伺出に對する警保局長通牒參看)

三十二 在監人領置金の收支に就ては嚴重に監督を要すへきこと勿論なりと雖も往々之か爲に失態を來すことあり是を以て常に領置金出納簿と人別簿とを取扱ふ所のものは各其の主任を異にし互に相互監督調査し得るの方法と爲すを要す且支署の如き小監獄に在ては或は規定の手續を履ますして便宜の處分を爲すことあり是等は唯僅に一時の處置に過ぎずと雖も却て會計の收支を錯雜するの基となるを以て一層深く此に注意し弊害を未前に防く工夫あるを要す

三十三 本年六月勅令第四百四號を以て監獄則第二十八條の菜代を改正せられたるは在監人の食料を改良し健康を保持するの主趣に外ならざるを以て地方經濟の許す限りに於て成るべく菜代を豊かにし袴下等を着用せしむるを必要とする場合は内外國人を問はず其自衣を着用せしむるも敢て差支なし而して又外國人に對しては特に靴下、上沓、木屐等を給するの注意あるを要す

二住居の件

外國人拘禁の監房内に在ては椅子並に食卓を備へ置くべし若し其構造にして脆弱なるときは之を堅牢なるものと爲し房の入口狹隘に失するるときは之を廣大ならしめ而して又冬期極寒の地方に在ては暖房の設備あるを要し其健康を保持するに必要なる場合に限り特に湯婆を用ひしむべし

外國人拘禁の監房内には在監人の心得置くべき事項は成るべく英文若しくは支那文を用ひて揭示するを要す

三食糧の件

刑事被告人に對しては成るべく自辨食物購求を許すの主義を採るは勿論なりと雖も囚人に對しても亦監獄醫は彼等の健康を保持するに必要なるものと思路し領置金あるときは能く其事情を精査し監獄則第二十五條に所謂正當の費用と見做し滋養物の購求を許可し専ら衛生保健の法を計らざる可か

殊に調理配合の如きも周密なる注意を用み完全なる食料を給與するの必要なるを認む且給與工錢は他日放免の後自活の道を得せしむるの恩旨に出てたるものなるを以て成るべく之を貯蓄せしむるの方針を採り菜代を改め食料を豊かならしめたる一面には宜く又工錢の幾分を以て食物を購求するの範圍を制限し囚人をして勤儉貯蓄の觀念を起さしむると共に工錢給與の趣旨を全かしむるの注意あるを要す

三十四 改訂條約實施の後外國人を拘禁したる場合に於ては特に之が爲に其待遇を殊別すべき必要なきが如しと雖も而も個人的關係の如何に依り全然我邦人と同一の待遇を爲す能はざるや明なり是を以て我邦の風俗慣習に馴れざる外國人に對しては左の方針に依り待遇を爲すを要す尤も是等の外國人と雖も當局者に於て成るべく漸次我邦の風習に順致せしむるの注意なる可からず

一被服の件

在監人の衛生を重んじ健康を保持せしむるべきは固より言を俟たず故に衛生上醫師の意見に依り施行細則第五十九條に準據し囚人懲治人に對し褌袴

らず
若し米食に堪へざる者入監したるときは便宜慣用し來りたる食物を成るべく廉價にて調理し得るの方法を探り之を給するの注意あるへし而して之が爲に一定の食費を以て賄ひ難きときは素と營養の不給を補ひ健康を保持するの必要あるが故に療養費中より支辨するも敢て差支なかるへし

四作業の件
外國人は成るべく分房に拘禁し作業も亦分房に於て採らしむるを要す若し本人の志望あるときは監内掃除等の役に就かしむべし而して分房に在る者は晴雨に論なく勉めて房外の運動を爲さしむるの注意なかる可からず

五頭髮短薙の件
短期囚に係る支那人の頭髮歐米人の髭鬚は其儘に之を存し置くべし若し長期囚にして之を短薙剃除したるときは出獄前に原形に復せしむるの注意なかるべからず

六教誨の件
少數の外國人に對し特に教誨師を備聘すること能はざるの事情あるを以て其地方同宗の宗教家ある

ときは便宜之に囑托し以て教誨を行ふべし

七教育の件

未丁年者の教育は邦語に通ぜざる外國人に對して之を施すこと實際困難なる場合に於ては便宜或は之を省察するも止むを得ざるることなりと雖も是等の者に對しては成るべく書籍の看讀等を勸奨し自修の途を開かしむるの注意あるを要す

八接見の件

接見は差支なき限り之を許可すべきこと勿論なりと雖も外國人の接見は立會官吏の會得するに足るべき語を以てするに非ずんば危険も亦尠なからざるべし故に若し立會官吏の解し得べからざる語を以て接見を請はんとしたるときは通辨人を附添はしめ通辨せしむるの注意あるを要す

九身體搜檢並に入浴の件

身體の搜檢は男子の外國人なるときは男官吏をして爲さしめ女子に係るときは女監取締のみをして之を爲さしむるを要す入浴も亦成るべく各別に之を爲さしむべし是等の點は須く彼等の風俗習慣を順み多少の斟酌を爲すの注意あるべし

十禮式の件

禮式は外國人に對しては必ずしも日本人と同一なる儀型を用ひしむるに及ばず服從敬禮の衷情を表せしむるに足れば則ち可なり

十一外國人の監房受持の看守養成の件

外國人を拘禁したる所の監房には外國語を解し得べき看守を配置せざる可からず而して其の外國語には多數の外國人間に在て解し易き英語を探るを要す此等の看守は宜しく今より養成に意を用ゐざる可からず

乙號 指示事項

一 放免すへき者あるときは豫め其者の居住せんとする地の警察署へ其の刑名刑期罪質并に在監中の行狀其の他身上に關する特種の狀況あるときは詳細之を報告し且其の所持品は釋放の凡そ三日前に之を點檢し以て出監の際遺漏なく準備を爲し置くべきは獄務概則の規定する所なり然るに往々其の準備を怠り或は病者を其儘出監せしめ或は所持金品下渡遷引の爲めに空しく一日を監獄所在地に淹留滯泊せしめ若くは甚だしく不体裁に涉れる容裝を以て出獄せしむることあるを見る加之或は身体

を動かす能はざる重病者をも尙刑期滿限の故を以て相當介護の手續を施す所なくして之を出監せしむることあり斯の如き失態は其の出監に先たちて豫め相當の保護準備を探るあらは之を矯正するを得べきなり例へば出監せしむること能はざる重病者に對しては其の意思に反せざる限り尙一時監内に於て療養に盡くさしめ又所持金品なき病者に於て引取人なきときは豫め之を市町村役場等に照會して出監後相當の救護を施し得る所あらしめ其の他出監日に際しては遺漏なく迅速に金品下付の手續を完了し或は前以て相當必要の時服を備へて出監の際之を着用せしむる等幾多の方法手段を探ることを得べきなり然るに出獄日に先ち速かに諸般の事項を調査完了せしめんと欲するを以て勢ひ遺漏粗雑に涉り易し是を以て宜く獄務概則規定の趣旨の存する所を活用し豫め諸般の準備を爲し置くの注意あるを要す

二 府縣監獄署に在ては作業上若くは戒護上の都合に依り本署より支署に向け又は支署より本署に對し其の囚人を移送收禁することあり右は獨り作業又は戒護上の都合のみならず罪質刑期年齢其の他

囚人居住地の關係等をも省察し遇囚の適實を期するの注意あるを要す單に經費の節減を計るか爲めに漫然本署集禁の方針を探り遇囚其の他の必要を顧みずして彼らに支署の規模を縮少するが如きことあるべからず其の構造の許る限りは獨り所在地裁判所の宣告に係る者を收禁するのみならず本署及び他の支署より或る一定の囚人(例へは未丁年者偶發犯者の如き)を撰擇して之を支署に移収するを可とす

三 監獄作業の官司業に係ると受負業たるを問はず總へて素品製品授受、所在、品數を的確に爲し其の責任の歸する所を明かにし且其の間不頁失態なからしめんことを期せざる可からず而して又囚人服役の際に在ても素品製品を鄭重に取扱ふべき習慣を養成し殊に素品に在ては各囚人に直接利害の關係なきを以て往々之を粗雑に扱ひ或は本片を委棄し屑糸を抛擲し利用の如何を顧みざるの傾なきに非ず斯の如き弊風は出獄後に迫りて終に傭主の嫌忌せらるゝ所となるに聞く故に囚人に對しては常に此等の片屑微細のものに注意し利用節制の習慣を養成せしむるは實に彼等出獄善後の策とし

て必要なるのみならず又監獄經濟として宜しく注意せざる可からざる事項とす

四 監獄所在地の醫師にして特に無料治療せんと請ふ者あるときは典獄は其の情狀に依り之を許可し若し又監獄支署等に在て醫師の常置なきことは經費上の都合に依るべしと雖も成るべく常置専任の者を置くの方針を探り獨り醫療診察のみならず尙進んで一般監獄衛生の道を講し病患の未だ發せざるに先ち保健豫防の注意あるは要す

○典獄諮問會議事摘要

九月十六日より内務省樓上會議室に於て全國典獄諮問會を開かれ内務大臣より下付せられたる諮問案は本誌前號の紙上に掲載し讀者に報したり今同諮問會の議事の模様を摘記すれば概要左の如し

一 看守教習概則改正案の件

本項は大體に於て異義なきのみならず原案を是認するもの過半数なりと雖も教習期限を二个月以上と限定したるは看守養成上稍と短きに失するの感あるを三ヶ月以上と改正せられたしと二三名の修正意見あり、而して又教官を書記看守長に限られ

たりと雖も衛生、教誨、体操、擊劍、柔術等の如きは特別の技藝に屬するを以て監獄醫、教誨師、看守部長、看守をも教官と爲し得との道を問かれたしとの希望あり、其他第八條に於て本則以外の教習を要する科目は廳府縣長官之を定め内務大臣に報告すべしとあるを繁文省略の爲め本則の表題を看守教習規則と改め本條を削除し報告の煩を省かれたしとの意向なりしか如し

二 監獄教誨改良の件

從來の監獄教誨は宗教主義殊に佛教主義を探り從て其教誨師の如きも東西兩本願寺の僧侶を採用し來りたりと雖も教誨師其人を得ざるに依り比較的顯著なる成績あるを見ざるは各員過半数の遺憾とする所なり、而して其原因の存する所は現行制度の如く監獄教誨師の待遇に付何等の規定なきも又其給料手當等の豊かならざるより其人を得るの難きに依るべしと雖も從來の實驗に依れば或は甚たしきは監獄教誨を以て僧侶の法談說教の練習所たるか如き實況あり、從て其結果獻身的斯業に熱心なる者稀有なるに由るに外ならず、要するに此際教誨師の撰擇に重きを置き又其人を佛教徒のみに

三 看守勤務上の實況并休養の件

看守の勤務法は晝夜分勤と一晝夜との二種ありと雖も晝夜分勤法の適切且機宜を得たるは各地之を認むと雖も一晝夜勤務法を取る地方は監獄構造の不完全なるより現行の定員にては人員に不足を訴ふるより晝夜分勤法とせば劇勞を慰する爲め休養を與ふる能はざるを以て定員令の改正を希望すと云ふにあり、要するに晝夜分勤法の可あるを認むると雖も構造の如何に依り看守人員に不足を訴へ劇務に堪へ得ざる實況なるを以て相當の人員を増置せられたしと云ふにありと雖も定員の改正は忽

ち經費上に影響を及ぼすを以て容易に實行する能はずと雖も晝夜分勤法を勵行し夜勤着手に限り銃器を携帯せしめ夜勤人員を減少すること、せば相當の休養を興ふること敢て困難にあらざるべく、銃器を携帯せしむるの可否問題に付ては殆んど全會異義なきが如し

四 別房留置人及携帯乳兒減少方に對する注意如何
別房留置人引取方に付ては其之を引取るべき義務を有する親族は勿論荷くも知己朋友等の縁固ある者の有無を本人に訊問し以て引取人所在地の警察署又は市町村役場に再三照覆を重ねると雖も動もすれば警察署に於て之に干渉し引取を拒絶せしむるの嫌ひあるを以て其筋より一般に別房留置人引取方に付警察官の注意を喚起すべき訓令を發せられんことを希望する者多數なりしが如し、又携帯乳兒に付ては現行監獄則上滿三歳とあるは長きに失するを以て其哺乳を要する者に限り滿一歳に至る迄携帯を許すとに改正を希望せり而して或一説には全然乳兒携帯の制を廢し地方の教育費を以て收容すべきとに制度を設けられたしと云ふにあり

五、在監人別異法は監獄則規定の如く罪質犯數年齢

等に依り別異するは不充分なるを免かれざるもの、如し之に對する改正の見込如何
現行の別異法は大体に於て異義なきも監房構造の不完全なる爲め之を勵行する能はざるは遺憾なり、然れども尙此他に典獄の見込を以て性質、身分、行狀等を隨時參酌し別異するの注意を以てせば一層實効を奏することなるべし而して現行の監獄則に於て年齢別異を滿何歳以上又は未滿とあるは往々事實と齟齬するの虞れあるを以て是れ又、單に何歳とし適宜典獄の見込に任せられたしと云ふにあり

六 分房に拘禁すべき在監人選擇の標準則の件
本案は大体滿場の是認する所なりと雖も囚人に限らず刑事被告人にも通して之を施行せられたしと云ふにあり其他分房拘禁者の順位に付異説ありしも甚た少數なりしが如し

七 在監の精神病者又は其傾きある者處遇方の件
精神病又は其疑ある者に對しては神經の鎮制開發を促かすか爲め病監に靜養せしめ又は耕耘其他本人希望の作業に就役せしめ神經の激動を防制し或は善良なる他の囚人と同房せしめ精神の鎮制法を

八 幼年囚の監房に罪實行狀身分等の關係を詳悉し温厚篤實と認たる囚人を同房せしむるの利害如何
本項は利害論二派に別れ其利とする論者の説は幼年囚の悪化を豫防し善交を弊むるにありと雖も之を害ありとする説は善行囚人を撰拔するの困難なるのみならず一朝其撰を誤まることあらんか當初の目的を達する能はざるのみならず其極、却て云ふへからざる破倫凌辱の弊、行はれ易き恐れありと云ふにあり而して以上の兩説各一理あり可否相半はせるが如し

九 監獄官會議施行の實況如何
監獄官會議の治獄上に利益あるは當局者の共に認むる所なりと雖も動もすれば徒に儀式的に流れ易く又は繁務中時間を徒過するの恐れあるを以て一週二回若くは定日を以て之を開くに過ぎざる地方あり又或は毎日之を開き執務上諸般の事項を典獄に申告し又は訓示指示することに勵行せる府縣又膨なきにあらず、要するに監獄官會議は治獄上最緊要務たるを以て専ら簡捷敏速を主とし一の職務として執務時間内に於て毎日之を勵行せしむべき

十 囚人被服臥具の緒色に付利害上の意見及改正の見込如何
囚人の被服は從來緒色に限られたるを以て世人加之を厭忌し使用せざるを以て囚人と常人と特別するに於て至極便利にして別に害あるを認めず故に被服は従前の通緒色とし臥具は衛生を保つ爲め白色に改正したしと云ふにあり、而して又一説には緒色は色素悪しく又靨色し易きを以て總て淺黄色に改正せられたしと云ふにあり

十一 現行の在監人行狀調査及實譽規程實施上の適否如何
在監人の行狀觀察の狀況を行狀表に記入するは一ヶ月に一回となれるも煩に堪へざるを以て重罪は五ヶ月に一回、輕罪は三ヶ月に一回と改正し又勸査期計算方を改正せられたしと云ふにあり

十二 在監人行狀觀察の方法如何
書面を以て答申すべき事となれり

十三 刑事被告人の自辨食物は種々の弊害あるが如し之を改正するの意見如何

十四 差入辨當屋及代書人に付弊害の有無并に之を

矯正する方法如何

刑事被告人の自辨食物は可成之を監獄内に於て調理すること、し本人よりの辨償代價は雜收入に編入することに改むるを可とす現に刑事被告人の差入食物并代書人に對しては監獄署より種々の條件を付し代價其他諸般の弊害なき様監督を爲しつゝありと云ふ

十五 満期囚歡迎の弊風を矯正する方法如何

本問は何れの當局者の間にも弊害と認め種々之を矯正する方法を講しつゝありと雖も比較的効驗少きを以て或は在監人をして豫め如此ことなき様通信せしむる等の注意を用ひ又は未明に之を釋放する等の方法を探ると云ふ、甲は比較的効驗あるが如しと雖乙は只姑息策に過ぎざるが如し

十六 囚人作業施行の實況如何

書面答申すべきことなれり

十七 刑事被告人に對する作業賦課の方法及種類如何

可成之を勧誘し分房作業を探らしむる向多しと云ふ其種類は麻綯麥藁等の類なりと云ふ
經費の許す範圍に於て本案を可とする説多數

十八 在監人看讀用の書籍備付け實施するの考案如何

十九 看讀書籍許否の標準如何
二十 稗史、小説、紀行等に於て有益と認むるものは之を許可するの可否如何
以上二項は便宜上合併して付議することとなり看讀書籍許否の標準は各地区々一定せずと雖ども多數の府縣に在ては教誨師をして選擇せしむるが如し、從て其範圍も狹隘に失せるが如し、然れども可成個人的の性狀を計り感化上有効と認むるものは廣く之を許可せんとの意見多數なるが如し

二十一 身分帳及關係諸帳簿の便否に關する件

七名の委員に付托せり

二十二 書面答申となる

二十三 疥癬肺結核又は疑似の病者に對する傳染を防止するの措置如何

疥癬患者は嚴に其監房工場を別異し藥湯に浴せしめ肺病者又は其疑ある者に付ては嚴に其居房を隔離し消毒法を勵行しつゝありと云ふ

二十四 幼年者の教育并受持教師選擇の注意及勤務法如何

本項は全會一致を以て勵行することなれり
乙號諮問事項
一 看守給與品及貸與品規則改正案の件
七名の委員を會長より指名を請ひ委員付托となる
二 囚人及刑事被告人にして監獄外の醫師の來診を請ふときは情狀に依り支障なきものに限り自費を以て之を許可するの可否如何
本案を可とする者多數なり
三 監視の利害及之に對する改正の見込如何
本案は目下緊急の問題と認め會長指名の七名の委員に付托することなれり
四 監獄統計様式改正の件
本案は浩濬の原案なるを以て會長指名の委員七名に付托せり

幼年者の教育は通常尋常小學の程度とし教師は看守又は特に教師を使用し或は教誨師の任とせる等各地区々なるが如し

三十五 幼年者、未丁年者は勿論三十歳以下の囚人に於て教育の必要ありと認むる者を習學せしむるの可否如何

大体に於て異義なきも未丁年者及三十歳未満の囚人は短期者には其効少なきを以て刑期六ヶ月以上に限ると内定せられたき意見なりしか如し

三十六 小監獄に於て在監人の食糧を人民に請負はしむるの可否如何

本項は警察署留置場の外食糧を人民に請負はしむるもの殆んど絶無なりと是れ種々の弊害を認めあるを以てなり
二十七 在監人をして監内遵守事項を熟知せしむるの注意如何

新入者には口頭を以て懇切に之を諭示するは勿論各監房に平假名付の掲示を爲しありと雖も或地方に於ても詳細圖解を以て監房に貼付するの注意を取れりと云ふ

二十八 監獄衛生上勵行すべき事項如何

答議案 身分帳及關係諸帳簿其他取扱上重複と認め

●答議案調査委員并に其答申

一 諮問事項第二十一答議案調査委員左の如し

- 畑宮城集治監典獄 若山警視廳典獄
- 神谷京都府典獄 真木大阪府典獄
- 山口富山縣典獄 山縣山形縣典獄
- 坪井山口縣典獄

め省略したきもの
賞譽表の廢止

(理由) 行狀錄判定欄内に記入するを以て重複の嫌ありとす但賞金は視察表に記載す(因に記す本議は總會議に於て可決す)

一 乙號諮問事項第一答議案調査委員左の如し
佐藤柝木縣典獄
鈴木鹿兒島縣典獄

田中廣島縣典獄
木名瀬新潟縣典獄

入田北海道空知分監長
長屋東京集治監典獄

答議案 看守給與品及貸與品規則修正の件

第一條 第四項の但書を削除す

第三條 第十項の次に左の項を加ふ

一カブス 二組 白角組五分 登組圓形 一年

(因に記す本會議に於て原案に決す)

一 乙號諮問事項第三答議案調査委員左の如し

千石長崎縣典獄
坂本警視廳典獄

新妻神奈川縣典獄
市川埼玉縣典獄

千頭愛知縣典獄
高木香川縣典獄

小野佐賀縣典獄

答議案 監視の利害及之に對する改正の見込如何
左の通りなりと云ふ

(別紙)

現行の監視は或る種の犯罪に對し確定條件として附加せらるゝにより往々其不必要と無効との二ヶの場合あるを見るのみならず命令條項の當を得ざるが爲め却て犯罪を醸生し若くは良民の伍に復歸するを妨害する場合あるを免れず別紙統計摘要は之れが事實を表証するに余あるものと信す之を要するに現行の監視は宣告の當初に於て既に根本的瑕瑾あり且之れが實行上亦頗る其の目的に副はざるものあるを認む

右の理由なるより新刑法草案の實施せらるゝに至る迄單行法律の制定により現行刑法の附加刑監視を草案の主旨に改むると

但監視は司獄官又は警察官の申立を原由とし裁判所の決定若くは行政の處分等簡易の手段により其全免又は執行猶豫を爲すとを得るの條項を規定すると

本問題は刻下の緊急事件と認むるにより速に之れが實行を期するの手續に運ばれんとを望む

一 乙號諮問事項第四答議案調査委員左の如し
菅井三池集治監典獄 有馬警視廳典獄

佐藤北海道廳典獄
筒井滋賀縣典獄
藤澤熊本縣典獄
杉野群馬縣典獄
山崎宮城縣典獄

●典獄協議會建議事項

本編は先きに開會の典獄諮問會の終りに於て協議會の議題となりし問題中可決し全會々長たりし長屋東京集治監典獄より其筋に差出されしものに係る讀者参考の爲め茲に收録す

獄務協議事項

一 典獄看守長の制服從來は正装の時も禮装の時も同一の物を用ひしを以て正装は頗る其體裁を得ざるを覺ふ且つ己に略服制定の上は正装の服は獨り其制式を異にし體裁上最も其宜を得る様改正せられ度事

二 監獄書記の服制を一定せられ度事但書記俸給現今の儘にて差支無之見込なり

三 明治二十九年勅令第三百六十六號典獄以下服制中看守の甲種外套卸黒角經八分を眞鍮櫻花章卸經

七分五厘に改め且つ看守部長の甲種外套に巾一分の白蛇腹組糸を以て山形の袖章を付することに改正せられ度事

四 看守被服袖章白絨とあるを白絨又は白平打組糸と改められ度事

五 押丁の被服帽子を改正せられ度事

六 警視廳及府縣典獄北海道集治監分監長特別任用令を更に五ヶ年以上獄務に従事し判任官四級俸以上の現職に在るものと改正せられ度事

七 監獄官吏の名稱を改め雇員を全廢し看守の定員を増加せられ度事

附議

看守にして戒護に従事せずして事務を執る者の割合は在監人五百人以下に付ては十人以上は三百人を増す毎に一人を増す但三百人以下に在りては此定員を減ずるとを得

八 府縣監獄書記看守長の定員並に其俸給定額を府縣知事に於て定むるの制を改め内務大臣に於て之を定められ度事

九 監獄醫の定員を定められ度事

附議

警員は在監人五百人以下は三名以上千五百人迄は三百人を増す毎に一名千五百人以上は五百人を増す毎に一名を増す

此割合は本支署各監毎に之を施行す

十 監獄警を高等官待遇若くは判任官となし相當の俸給を與ふることに定められ度事

十一 監獄醫の外藥劑手の名稱を設け判任官待遇と定められ度事

十二 教習生に非ざる看守に職務の一部として武術及び消防術を演習すべき様命令を發せられ度事

十三 現行の看守救助例は其俸給六圓以上十圓以下の當時に制定せられたるもの故今日の俸給に比し權衡を失するの感あり速に之を改正せられ度事

十四 通辨の爲め採用したる看守は本俸の外月手當を給するを得べき様規程を設けられ度事

十五 看守押丁賞與規則へ左の如き條項を加入せられ度事

一反獄を鎮制せしのみならず暴行者を取押へ其功勞著しき者をも賞與し得る事

二書記看守長其他監獄事務に従事する者該規則に

該當する功勞あるときは本則に準して賞與することを得ること
三本則に特別賞與の目を設け金額を十五圓以上五十圓以下となすこと

十六 女監取締の服制を設けられ其費用は地方税より支出することに定められ度事

十七 女監取締及押丁にして滿五年以上勤續せし者退職するときは慰勞金として一時金十五圓より少からず三十圓より多からざる額を給與することに定められ度事

十八 監獄署内に於て在監人變死したるときは典獄之を檢視し明治十三年太政官達第十四號は之を適用せざることに定められ度事

十九 監獄本支署間に於て看守をして囚人及び刑事被告人を押送する時は一々押送状を作るの必要なしと認む因て身分帳若くは名籍寫を添へて押送することに改められ度事

二十 八種傳染病患者は入監せしむべからざる事に規定せられ度事

二十一 刑法草案中刑罰執行の猶豫に關する條項は急施を要する事と認む因て速に單行法律を制定せ

られ度事

附議

刑法草案には主として猶豫決定の條件を規定して猶豫期間に於ける被猶豫者に對する規定に不備ありと認む因て單行法律には此期間に於ける被猶豫者の視察及善導保護の條項を規定せられんことを要す

二十二 刑法草案及刑法草案に關聯する條項を左の如く規定せられ度事

一 乞丐浮浪賭博賣淫の徒は二ケ年以内行政の處分を以て強制就役場に收容するの制を設くる事

二 處刑後知覺精神を喪失したる者は其恢復まで刑の執行を中止し親屬に交付するか又は癲狂院に交付することを得せしむる事

三 三犯以上の者に對する刑の加重法は再犯者に對するものより一層重からしむる事に致度事

四 總て囚徒とあるを改め囚人刑事被告人及懲治人とし其名稱を判明ならしむる事

五 刑の執行猶豫の申立は單に論事のみ止めず在監者に對しては典獄も申立ることを得る様定められ度事

六 精神病に罹りたる者に對し監置の處分を命じたるときは監獄内に監置場を設けずと思考するも若し監獄に監置するの意ならば刑の執行に關係せざるを以て監獄内には設けざるに致度事

二十三 監獄所在地外の警察署留置場を監獄に代用する場合の名實を明にせられ度事

二十四 教誨は日時を限らざる隨時施行するを得る様改められ度事

二十五 監獄則施行細則第四十九條の在監人動作時限表は其期節に依り服役時間のみを規定せらるゝ様改められ度事

二十六 在監人行狀調査及賞譽規程第一條第一號に該當する囚人にして第二期の行狀不真なるを以て賞譽せざることを決議したるとき若くは第二號に該當する囚人にして第三期同上なる時後期に入り行狀善良なれば賞譽を行ふことを得ることに定められ致度事

二十七 賞表授與日の限定を解かれ度事

二十八 行狀表中貯蓄工錢の欄は其一期間の給與工錢額を記するの取扱なるか右は調査上非常の手續を要するを以て勘査當時の實際貯蓄高を記載する

ことに改められ度事
二十九 刑事被告人の處罰法を設けられ度事
三十 満期放免囚の領置工錢は或る部分の者に付ては歸途の費用に宛るの外殘餘は歸住市町村長へ送付し本人に下付すべき方法を設けられ度事

●典獄會議協議事項

(會長長屋東京集治監典獄)

- (1) 制服改正の件
(提出) 大坂、警視廳(澁谷橋、果嶋、市谷)、神奈川、兵庫、山口、山梨、茨城、岩手、香川、山形、新潟、滋賀、宮城、石川、
- (2) 典獄看守長の服制袖章改正の件
監獄書記其他職員服制を定められたき件
明治二十九年勅令第三百六十六號典獄以下服制中看守の甲種外套紺黒角經八分を眞鍮櫻花章紺經七分五厘に改め且看守部長の甲種外套に巾一分の白蛇腹縲糸を以て山形の袖章を付するに改正せられたき事 香川 福井
- (3) 看守服袖章白絨とあるを白絨又は白平打縲糸と改められ度き事 東京集治監
- (4) 押丁の被服を改正せられんとを建議しては如何 宮城縣
- (5) 押丁帽子改正の件 福井
- (6) 警視廳及府縣典獄北海道集治監分監長特別任用令を更に五ヶ年以上獄務に従事し列任官四級俸以上の現職に在るもの改正せられたき事 徳島
- (7) 監獄書記看守長の職務並に名稱を同一に改正すると共に看守の定員を増加し戒護及事務を取扱はしめ職員を全廢する事 徳島

- (10) 監獄官吏の名稱を改め職員を全廢し看守の定員を改むる事 徳島
大坂、警視廳(三響)、神奈川、兵庫、山口、山梨、茨城、岩手、香川、山形、新潟、滋賀、宮
- (11) 府縣監獄書記看守長定員並に其俸給定額を府縣知事に於て定むる制を改め内務大臣に於て之を定められん事を監獄局長より内申の件 奈良
- (12) 監獄醫の定員を定むる事 大坂、警視廳(三響)、神奈川、兵庫、山口、山梨、茨城、岩手、香川、山形、新潟、滋賀、宮
- (13) 監獄醫を列任官とし警視廳警察醫と等しく相當の俸給を與ふる事 栃木
- (14) 地方官制中監獄醫の外調判手の名稱を設け列任官待遇せられたき事 徳島
- (15) 看守を看守長に採用するは考査表に依り試験委員の詮考にて採用せらるる様改正の意見を建議しては如何 宮城縣
- (16) 教習生に非ざる看守も武術及消防術を演習すへき様規程相成度事 東京集治監
- (17) 廢職者くは事務の伸縮に因るに非ず只官の都合に因り看守を諭旨免職したる時は其俸給は日割を以て支給するべし將た全額を給する乎 秋田
- (18) 現行の看守救助例は俸給六圓以上十圓以下の當時制定せられたるもの故今日の俸給に比し權衡を失するの感あり速に改正せられたる事 徳島 宮城 福井
- (19) 看守給助例第九條官職とし列任官待遇以上のものと解釋を改めたし 長野

- (20) 通辨の爲め採用したる看守には本俸の外月手當を給するを得へき規程を設けられたき事 徳島
- (21) 看守資料一般に給與の件 福井
- (22) 看守押丁女監取締の定員を算出すへき定率(前々年度より起算し既往三年間)中三十一年度を控除するの特令を設けられたき事 徳島
- (23) 押丁より看守に採用するには年齢四十五年以上のもの採用の件 福井
- (24) 看守押丁賞與規則へ左の如き條項を加へられたき事 東京集治監
一 反獄を鎮制せしめのみならず暴行者を取押へ其功名著しき者をも賞與し得る事
二 書記看守其他監獄事務に従事する者該規則に適當する功勞あるときは本則に準し賞與することを得る事
三 本則に特別賞與の目を設け金額を拾五圓以上五拾圓以下とする事
- (25) 看守點檢法在監人の敬禮其他起居動作に關する號令の如き各府縣區々に涉り一定せざるものゝ如し是等均一に行はれ得へきものは可成主務者に於て一定の規則を設けられん事を望む 東京集治監
- (26) 女監取締を看守と同一の待遇とせし服制を設けられたき事 沖繩
- (27) 女監取締に看守同様補助金下賜の件 徳島
- (28) 女監取締及押丁にして滿五年以上勤続し退職の者には慰勞金として一時金拾五圓より少からず三十圓より多からざる額を給することにしたし 岐阜
- (29) 監獄に關する暗號電信の符合を改むる件 佐賀
- (30) 監獄署内に於ける在監人の變死は監獄之を檢視し明治十三年大政官達第十四號は之を適用せざる様相相成度 徳島
- (31) 監獄署内の犯罪に就ては司獄官吏に於て司法警察の職務を行ふこと 徳島

- (32) さを得へき條項を刑事訴訟法に規定せられたき事 徳島
監獄本支署間に於て看守をして囚人及び刑事被告人を押送する時は一々押送状を作るの必要なこと認むるに因り身分轉若くは名籍寫を添て押送することにせられ度 秋田
- (33) 入稱傳染病患者は入監すべからざることに規定せられん事 徳島
- (34) 監獄に於ては隨意契約を以て人民をして囚徒を備役せしめ又囚人の製造物品を人民に寄託して販賣せしむることを得ることに成り度事 東京集治監
- (35) 當分の内現行刑法の犯罪に對し新刑法草案の主旨により刑罰執行の猶豫に關する單行法律を制定すること 東京集治監
- (36) 但新刑法草案には主として猶豫決定の條件を規定して猶豫期間に於ける被猶豫者に對する規定に不備ありと認むるにより單行法律には此期間に於ける被猶豫者の視察及指導保護の條項を規定する事 警視廳 兵庫 愛知
- (37) 當分の内現行刑法附加刑監視の宣告を新刑法草案の主旨により確定又は不定條件とする事 警視廳 兵庫 愛知
- (38) 監獄所在地外警察署留置場を監獄に代用する場合の名實之明かにせられたき事 大坂府、警視廳、神奈川、兵庫、山口、山梨、茨城、岩手、香川、山形、新潟、滋賀、宮城、
- (39) 警察留置場の構造を完全に且つ拘禁者の取締に關する適當の規程を設け實行せしむること 栃木
- (40) 警察留置場に屬する費用は總て警察費の支辨に付せられたし 石川
- (41) 控訴人費用は毎月前月中在監者の分の支出を求め來りしが之を改正し前月中出監者の支出を求め年度末に限り前月中在監者の支出を求むることにしては如何 宮城
- (42) 教誨は日時を限らず隨時施行するを得る様改正相成度 石川
- (43) 感化保護院設置方の件 福井

- (13) 在監人に賞與する帶は長三尺の制なるも婦女に限り巾四寸長三六尺餘のものを買與することに改正せられたき件 宮崎
- (14) 在監人の食糧の副食物は七分以上の者に六分以下の分量に對し其十分の二を増給することに一定しては如何 宮崎
- (45) 監獄則施行細則第四十九條の在監人動作時限表は其期節に依り服役時間のみを規定せらるる様改正相成度し 石川
- (46) 監獄則施行細則第九十七條囚人及懲治人賞與金二十五錢以下であるを金一圓以下に改めたり 石川
- (47) 在監人行狀調査及賞與規程第一條第一號に該當する囚人にして第二期の行狀不良なるを以て賞譽せざることを決議したる時若くは第二號に該當する囚人にして第三期同上なる時は後期に入り假令行狀善良なるも賞譽を行ふことを得ざる乎 石川
- (48) 賞與授與日の限定を解かれ度 石川
- (50) 嚴寒極暑の季節に限り開室の執行を停止することに 但構造に依り身體健康に支障なきものは此限に非ず 警視廳、大坂、兵庫、長崎、新潟、神奈川
- (51) 屏禁尉は役業を執らしめ又は之を執らしめす尚ほ情狀に依り左記各項の一若くは二以上を附加することに改正せられんことを決議すること 香川
- (52) 書籍看讀の禁、非信授受の禁、臥具の禁、常食を三合に減する事 東京集治監
- (53) 別房留置人獄則及命令に違ひたるさきの懲罰條項を設けられ度事 東京集治監
- (54) 行狀表中貯蓄工錢の欄は其一期間の給與工錢額を記するの取扱なるを右に調査し非常の手續を要するを以て調査當時の實際貯蓄高を記載することに改めたり 長野
- (55) 監獄則施行細則第六十二條中「食費を償ふに足るべき工錢を得し」十四字を「二等以上の料程を了」の九字に改めたり 野
- (56) 滿期放免四領置の工錢は歸途費用に宛るの外殘餘は歸住市町村長へ送付し本人に下付すべき方法を設けられたきこと 徳島

- (57) 警察署へ放免豫報及原籍後場へ放免通知を廢止したし 長野
- (58) 病囚及準病囚には醫師の診察に依り一日四錢迄の菜を給與するを得ることに定められんことを建議すること 香川
- (59) 物品保管轉換を全國一般に取扱を一定したし 參照
- (60) 一保管轉換の煩を避け凡て本人に下付する所あり
- (61) 二携有物を除く外轉換する所あり
- (62) 三携有物も保管物と共に轉換する所あり
- (63) 四新入被告入の物品にして遞傳に屬するものは保管轉換するも直送する場合に轉換せざる所あり 長野
- (64) 控訴院所在地監獄には定員外警視廳大坂府には二十八其他には十人以下の看守を増置の義を建議すること 警視廳、大坂、長崎、廣島、愛知、宮城
- (65) 工禮式廢止の事 但し典獄の特に命令する者に付ては此限にあらす 兵庫、長崎、大坂、神奈川、京都、警視廳
- (66) 戒刑再入者に對する科役は特別の方法を以てする必要がある若し之ありせば各府縣同一の方針を取りたし 廣島
- (67) 監獄内に藥局を置き若くは藥劑を受買に付し醫藥分業の方法を取ること 福島
- (68) 在監人稱呼法一定の件 同
- (69) 囚徒請求食物は一回金五錢以下に改むること 北海道集治監

典獄會議々席番號

- 第一番 東京集治監典獄 長屋 又輔
- 第二番 宮城集治監典獄 畑 一 岳
- 第三番 三池集治監典獄 菅井 誠 美
- 岐阜縣典獄 山崎 正
- 長野縣典獄 五十嵐 小彌太
- 宮城縣典獄 山崎 德 義
- 福島縣典獄 野崎 宏
- 岩手縣典獄 小林 清 一
- 青森縣典獄 松山 爲 治
- 山形縣典獄 山縣 齊 高
- 秋田縣典獄 高木 正 謙
- 福井縣典獄 田井 重 之
- 石川縣典獄 白井 助 之 進
- 富山縣典獄 山口 卯 太郎
- 高取縣典獄 長谷川 信 綱
- 鳥根縣典獄 角尾 小 彌 太
- 岡山縣典獄 黒 澤 廼 廸
- 廣島縣典獄 田中 義 達
- 山口縣典獄 坪井 直 彦
- 和歌山縣典獄 豊野 胤 珍
- 德島縣典獄 甲斐 秀 成
- 香川縣典獄 高木 光 久
- 愛媛縣典獄 木 戸 麟
- 高知縣典獄 廣澤 鐵 郎

典 會 獄 議

(一五)

- 第四番 北海道集治監空知 八田 哉 明 第廿五番 岐阜縣典獄
- 第五番 分監長 警視廳典獄(鍛冶橋) 若山 茂 雄 第廿六番 長野縣典獄
- 第六番 同 (巢鴨) 有馬 四郎 助 第廿七番 宮城縣典獄
- 第七番 同 (市ヶ谷) 阪本 久 壽 第廿八番 福島縣典獄
- 第八番 京都府典獄 神谷 彦 太郎 第廿九番 岩手縣典獄
- 第九番 大阪府典獄 眞木 喬 第三十番 青森縣典獄
- 第十番 神奈川縣典獄 新妻 駒 五郎 第卅一番 山形縣典獄
- 第十一番 兵庫縣典獄 西村 茂 範 第卅二番 秋田縣典獄
- 第十二番 長崎縣典獄 千石 學 第卅三番 福井縣典獄
- 第十三番 新潟縣典獄 木名 瀨 禮 助 第卅四番 石川縣典獄
- 第十四番 埼玉縣典獄 市川 阿蘇 次郎 第卅五番 富山縣典獄
- 第十五番 群馬縣典獄 杉野 喜 祐 第卅六番 高取縣典獄
- 第十六番 千葉縣典獄 原田 守 造 第卅七番 鳥根縣典獄
- 第十七番 茨城縣典獄 野口 謹 造 第卅八番 岡山縣典獄
- 第十八番 栃木縣典獄 佐藤 光 二 第卅九番 廣島縣典獄
- 第十九番 奈良縣典獄 森 元 祐 第四十番 山口縣典獄
- 第二十番 三重縣典獄 綾部 敦 磨 第四十一番 和歌山縣典獄
- 第二十一番 愛知縣典獄 千頭 正 澄 第四十二番 德島縣典獄
- 第二十二番 靜岡縣典獄 宇田 德 正 第四十三番 香川縣典獄
- 第二十三番 山梨縣典獄 森田 重 行 第四十四番 愛媛縣典獄
- 第二十四番 滋賀縣典獄 筒井 明 倫 第四十五番 高知縣典獄
- 廣澤 鐵 郎
- 山崎 正
- 小彌太
- 德 義
- 宏
- 清 一
- 爲 治
- 齊 高
- 正 謙
- 重 之
- 助 之 進
- 卯 太郎
- 信 綱
- 小 彌 太
- 廼 廸
- 義 達
- 直 彦
- 胤 珍
- 秀 成
- 光 久
- 麟
- 鐵 郎

第四十六番	福岡縣典獄	河俣 政 幹
第四十七番	大分縣典獄	清水 精 四郎
第四十八番	佐賀縣典獄	小野 勇 次郎
第四十九番	熊本縣典獄	藤 澤 正 啓
第五十番	宮崎縣典獄	柿 木 原 政 澄
第五十一番	鹿児島縣典獄	鈴 木 和 介
第五十二番	沖繩縣典獄	佐 藤 光 次 郎
第五十三番	北海道廳典獄	佐 藤 三 吾

雜 錄

○典獄會議に就ての雜聞

去る九月十六日より内務省樓上會議室に於て連日開會せられたる典獄諮問會は例年と異なり、前代未聞の盛會にして斯道改善の爲め有益且多幸なる會同にありしなり、而して其日割は零々本誌前號の紙上に登載せし順序に出でたりと雖も豫め配付し置かれたる諮問案の外乙號諮問案として看守給與品及貸與品規則の改正案、監獄統計様式改正案等緊急なる案指し追加せられ尙其他に無量四十有餘の事項に就き指示せられ并其筋に於て調査表せられたる監獄に

關する犯罪諸統計表等を各員に配付せられたるあり重要書類は議席卓上常に堆を爲したるに拘はらず各典獄の誠實且斯道に熱心の致す所より十數日に亘る聯日の會議に於て侃々諤々の議論を聞はし以て各員平生蘊蓄せらるゝ熱誠を披瀝し主務大臣の諮問に奉答せられたるは余輩斯道に従事するもの、聞くに轉々感奮激勵に堪へざる所なり、是れ左あるこそ至當なれ、要するに本年の諮問會は獄事に熱心なる板垣伯内務大臣の顯職に就かれ致々として監獄の改良に銳意注せらるゝ所あり、之を輔佐するに小倉監獄局長小川監獄事務官を始めとし主管監獄局員全體の斯業に献身的熱心の致す所にして世人の監獄に關する疊夢を攪破するは今日を措て將た何れの日に之を期することを得んや、是れ實に空前絶後の好機會なりしを以てなり、一層之を言換ゆれば從來内務大臣の顯職に就かれし諸公にして如何に監獄事業に熱心せらるゝ所ありと雖も恐らくは伯の如く寛宏慈愛の度を以て斯事業の改善を監督指揮せらるゝもの未だ是れあらざればなり、况やん改正條約實施てふ第二の維新を目標の間に控ゆるに於てをや尙之を演繹すれば監獄に關する從來の希望、難問は此際快刀亂麻を斷つの趨勢を以て果斷勇決せらるゝの時期に遭遇せしを以てなり、故に苟も斯道に關係を有するもの誰か此好機會を祝せざるを得んや、試みに今其重要なる問題に就き列舉すれば、曰く外國人拘

禁に關する施設準備は既に其指示事項に於て其筋の施畫方針を示されたるあり、曰く府縣監獄費國庫支辨論は愈々來る明治三十三年一月より實施せらるゝことに評議確定せられたるあり、曰く警察監獄學校は既に業に明治三十二年度より開設することとなり經費概算を決定せられありと云ふにあらざりや、以上の諸問題にして果して實施の機運に際會せりとせんか餘すは只監獄則の改正、監獄の改築新營、監獄官吏の待遇改正等の事業のみ、是れ連以上の諸問題にして果して實施するに至らば之を大成する敢て難事にあらざるのみならず若々其歩武を進むべきは素より當然の順序なるのみ、彼を想ひ之を觀れば今年の典獄會議こそ龍驤騎虎の慨ある豈に偶然なりとせんや、今試みに今回の諮問會に於ける典獄諸君が精勵格勩の概況及會議中の顛末を摘記すれば大略左の如し

(公會)

九月十五日午前、内務省樓上會議室に全員參集當日配付の書類は乙號諮問案甲乙指示事項、監獄諸統計製表十二葉、右終て小河事務官より會議上の諸打合ありたり

同十六日午前、板垣内務大臣の獄政に關する演説あり終て小倉監獄局長演説せられたり(以上本誌論說欄に掲記せり)因に記す本日大臣は内閣に於ける政務輻輳し出閣せらるゝき筈なりしも押して臨

場せられたりと云ふ

同日午後、諮問案第一看守教習概則改正案に就き諮問小倉監獄局長會長席に就き小河監獄事務官、山上計表課長番外席に就けり

同十七日午前午後、諮問會を繼續開會す

同十八日 當日は日曜日付全國典獄を甲乙二部に別ち眞鴨監獄署、東京市眞鴨病院、東京養育院を參觀せり當日眞鴨監獄署に於て山下内務技師の全監獄建築説明並に設計の概略を講話せられ眞鴨病院に在ては全院長片山醫學博士自ら癡癲者三名を各典獄に引見し精神病と犯罪の關係に就き一席の講演あり終て各病室を一覽せしめらるゝ、養育院に在ては安達幹事全院の組織并將來の希望計畫を説明し後各室に案内し懇切なる説明の勞を採られたり、當日は小倉監獄局長、小河事務官、山上計表課長、局員全部も同時參觀を遂げらる

全十九日、前日に引續き諮問會を繼續す當日は板垣内務大臣議場に臨み自ら口頭を以て獄治上に關する諮問件十二項を指示し答申を求めらるゝ、終に横田檢事總長は刑罰の主義及行刑方法に就き所見を述へ各典獄に對し希望を述へらる午後會議を繼續す(横田總長の演説速記は次號に掲ぐ)

全二十日午前、長谷川内務省衛生局長監獄衛生并傳染病豫防消毒に關する注意事項を演述せられ終て會議を繼續す

全二十一日、諮問會を繼續し午後より豫て配付の大
臣指示事項に付き質疑并説明、小河事務官、山上
計表課長説明員となる
全二十二日、前會を繼續す
全二十三日、秋季皇靈祭に付き休會
全二十四日、前會を繼續し當日は土曜日につき午後
休會
全二十五日、當日各典獄は雨中を侵し豫期の如く陸
軍衛戍監獄を隨意參觀せらる
全二十六日、各典獄より提出せられたる協議事項
(問題は別項にあり)に付き典獄協議會を開かる長
屋東京集治監典獄會長席に就き小河事務官、山上
計表課長等番外席にあり
全二十七日、全協議會を繼續し終て委員付托案に付
き委員の報告あり總會議を開かる
全二十八日、前會を繼續し午後小河事務官より諸般
の打合を了へ小倉局長閉會の辭を述べられ茲に全
く典獄會議を終了せり
付言典獄會議開期中は屢々大臣の議場に臨まれ
しこと前後十餘回其他横田檢事總長、井上陸軍
省法官部長、小森澤海軍主理、新井陸軍衛戍監
獄長、臺灣總督府民政部屬横江勝榮氏其他理事
一兩名は始終會議に臨まれ議事を傍觀せられた
り尤も東西本願寺の僧侶數名も時々議事を傍聽
せり

(私會)
九月二十七日、午後五時より内務大臣板垣伯自ら主
人となり山下町内相官邸に上京中の各典獄を招待
し晚餐會を催さる當夜は主人の伯を始め鈴木内務
次官、小倉監獄局長、齋藤、井上の兩秘書官、小
河監獄事務官、山下内務技師、山上計表課長等陪
席し主賓には當時出京中の典獄全員片山巢鴨病院
長安達養育院幹事等無量六十有餘名にてありしと
云ふ最も席上主人板垣伯の熱心なる監獄改良に關
する既往及將來の高見施設を演述せられたる其割
切にして當局者を奮起感激せしめられ列席の各位
皆感動せざるはなしと云ふ、大臣の演説終て山上
計表課長、大臣の命に依り氏か曩きに臺灣總督府
事務官在職中全島の監獄を巡視せられ同時親しく
英領香港監獄の實況をも詳細調査せられたる實験
に依り一時間餘に渉る香港臺灣監獄事情に關する
有益なる演説を爲されたりと云ふ尤も其速記は今
回氏の承諾を得たるを以て大臣の演説と一併し印
刷に付し付録とし配付すること、せり
同二十四日、午後一時より小倉監獄局長は全國典獄
を官邸に招き獄事茶話會を開き治獄上の事を懇話
し茶菓を饗せらる
同二十五日、當日は日曜日にて付午後四時より上京中
の各典獄相圖り上野松源樓に於て典獄懇親會を
開かれ監獄局長始め小河事務官、山上計表課長等

を招待せらる
同二十六日、午後三時より監獄協會の催しにて同會
創立以來十年紀に當るを以て上野精義軒に於て十
年紀念會を兼ね懇信會を開催せり當日次官局長事
務官等の演説ありたりと云ふ
右の如く列擧し來れば本年の典獄諮問會ほど典獄會
議中の多忙なる會議はなかりしなり約言すれば今回
の典獄諮問會は公會の議案積んで山を爲すにも拘は
らず早出議事に着手日暮くる迄各員の精勵あるにあ
らざるよりは奚ぞ右の會期に於て議了し圓滿有益な
る答申を内務大臣に爲すを得んや、公會に於て然り
况んや其閑暇を利用し數回の會同を重ね交附懇談の
結果斯道を裨益せられしこと夫れ幾何そや余輩は至
茲會同典獄諸君の勞多きを多謝し併せて將來治獄前
途の爲め一層長足の進歩を見るべきこと只管斯道の
爲め瞻望措く能はざる所なり

報 雜

○府縣監獄費國庫支辨の議 確定せらる

府縣監獄費國庫支辨は從來朝野の宿論なりしが愈々

今期帝國議會に向て全法律案を提出すること、なり
議會通過の曉きには來る明治三十三年一月より實施
せらるべきことに決定せる由は板垣内相の演説に見
へし如し先きに典獄會議の節にも他日國庫支辨に移
す際に於ける諸般の打合せ等も之れありたるやに聞
く、斯道の爲め多幸の涯りなりと云ふべし、

○典獄會議閉會後の其筋の詮 議なりと云ふに

典獄諮問會は會同諸君の熱心と精勵に依て治獄上有
益なる幾多の答申を終へ無事閉會を告げたるは少く
ども將來監獄改良の資料とし認むべきは勿論、其筋
に於ても着々本會議の結果を參酌し及ば材料として
之か實施に各ならざるは吾人の斷信して疑はざる所
なり、宜なる哉吾人の傳聞する所に依れば諮問會の
結果に基き既に法令の改正案を調査起草し目下提議
中に係るもの管に二三に止まらざるなり而して其主
なるものは

- 一看守教習規則改正の件
- 一看守給與品貨與品規則改正の件
- 一典獄分監長看守長の正服改正の件
- 一監獄統計様式改正の件

右の外諮問事項并協議會結果に依り建議せられたる
事項に關しては事体の輕重、緩急を斟酌し審議を遂
げ着々發表の手續に運ばるゝ筈なりとの由にして主

管監獄局に於ては目下調査に日も尙ほ足らざる趣なりと云ふ

○監獄則改正も愈々斷行せらんとす

監獄則改正の議は數年以來吾人の耳にする所なりしが一般の監獄改良に伴ひ根本的に之を改正するの必要を生じたるより此頃又々之が再調査に從事せらるゝ由而して今回は可成其脱稿を急がるゝとの事にて豫期の如く成案脱稿の上は其法律を以てすべきものは或は當期の帝國議會に提出せらるべきこととなるやも圖られずと云ふ、庶幾す此機を失せず錦上花を添ふるの金科玉條を發表せられんことを

○此所一番當局者の注意を請ふ (逃走に就き)

監獄紀律の張弛如何は忽ち治獄上に反映を及ぼすこと恰も影の形に従ふが如し一朝監獄綱紀にして弛緩なるあらんか逃走者を頻出し監獄の失体を暴露せざるもの罕なり故に其筋に於ても在監人の逃走を以て紀律張弛の試金石と看做さるゝか宜なる哉板垣現内相は慈仁博愛に富まるゝ丈夫れ亦在監人の逃走を追究せらるゝと深しと云ふ是れ即ち紀律と慈愛を併用せられんとの旨趣に外ならず然に數月以來各地方より逃走の報告頻々臻る至る毎に當局主管局に在て

は之を上達するに躊躇逡巡すると多しと、此所一番當局者の注意を請ひたしと此頃其筋の某氏は云へり

○巡查看守給助金停止の解釋 更正に就て

明治十五年太政官達第四十一號巡查看守給助例第九條給助金停止の場合を列舉したる其第一號に俸給を受くるの官職に就きたる者である俸給を受くるの官職とは如何なる程度の官職を包含せるやの解釋に就ては從來其筋の指令通牒等に依れば監獄の備員授業手は本項の官職と見て停止する例なりと雖も元來巡查看守の給助金は性質恩給と同一のものにして既往の効勞格勤に對し國家が報勞として支給するの義務を有するものなるを以て個人より見れば純然たる一の權利として法律の保證を與へたり見れば純然たる一故に此權利の廢止は亦た法律の明文を待つにあらざれば之を剝奪又は停止する能はざるは又素より論を待たざる所なり、即ち官吏恩給法に於て停止條件の一に判任以上の官職に就きたるものとあるに獨り給助例に依れば單に俸給を受くるの官職とあるより狹義の解釋を取り來りたりと雖も給助例は元と巡查看守の職務に對する恩給の性質たるに拘はらず夫れより以下の備員授業手に至る迄第九條の官職と見たるは彼是權衡を失するの嫌あるを以て此際之を改むるの必要ありと認め從來の解釋を一變し判任待遇以上の官職に就きたる者に限り其時間給助金の支給を停止

することいなし此頃其筋より一般に通牒を發せられたりと云ふ、是れ即ち巡查看守は其身分判任待遇たるを以て其職相當以上の官職に就きたるものと改められたるは至極肯綮を得たるものなりとす

○押送規則第五條の押送費用 解釋の件に就て

押送規則第五條第三項の集治監に入るべき囚人に係る押送費用は在府縣獄囚徒費を以て之に充つとあるを解釋し押送者の旅費をも同費目より支辨すべきこととに其筋より二三の地方に向て回答せられたることあるやにて曩きに當局の間に一疑問となりたるか此程主管局と庶務局と協議を遂げられたるに元來在府縣獄囚徒費は在監費移轉費の二科目に分れ在監費は一回一日金貳拾錢とし移轉費は囚人の移轉費用に限られ豫算を配付し來りしに今俄かに押送者の旅費迄本費を以て本條第三項の押送費用は矢張從前の通り囚人一人身上の費用に限ることとし取扱の區々に出でざる様此頃一般に通牒を發せられたる筈なり、さもあるべき事にこそ

○巡查看守俸給令を北海道にも適用せらる

昨年四月拓殖務省時代に於て内地に率先して北海道に於ける巡查看守の俸給令を改正せられ最高十二圓となしたるも尋で同年五月勅令第四百十九號を以て

内地一般の俸給令を改正し一級十五圓と定められたるより北海道在職の巡查看守は内地に比し却て不幸を嘆したるは寔に事實なりしなり、何となれば北海道は殊に土地の状況を斟酌し内地より俸給額を高めたるに其結果却て正反對の事實を見るに至りたればなり是れ嘗て同道當局者の改正を要求する所なりしが去月勅令第二百十六號を以て北海道に關する勅令を廢し同時勅令第四百十九號の第十條を削除せられたれば等しく内地の俸給令を北海道にも適用することとなりたり、尤も本年五月の臨時議會に於て追加豫算として巡查看守の俸給を十二圓平均に高められたるを以て見るも本令發布の斯く遲引せしを異となすに過ぎざるなり

○押送規則解釋上の疑問に就て

押送規則は警察遞傳を本則とし發送官署の直送は例外と認めたるは同則第一條の規定なりと雖も押送細則の發布と同時に警察、監獄兩局長より依命通牒を以て押送上に關する主旨を示されたる其第一項に瀛車漁船の便ある地方間に在ては成るべく直接に其目的地迄押送すべきことを示されたるより往々各地方間に於て意見の相衝突することあるやにて其筋に向て種々の照會を爲し來る地方多しと云ふ而して其疑問の要旨は發送地方は旅費其他押送官吏差線上の都合を以て警察遞傳に付するも沿道府縣は之れが遞傳を肯諾せざる等の場合多く取扱上困難なりと云ふに

あるが如し、然れど其筋の意見に依れば遞傳と直送何れを選むかと云へば直送の遞傳に震るあるは素より論を待たざる所にして陸路遠隔の地方は格別瀛車瀛船の便ある地方間は途中受繼の煩を省き且押送中日子を徒費せざらんことを望むの意思にして府縣間の經費問題は姑らく之を顧慮せられざりしに依ると雖も既に其筋の方針に依り直送主義を取るとせんか費用の負擔は到底之を免かるべからざる數にして之に要する費用支辨の爲め強て其旨趣を曲ぐるが如きは當局者の運用其宜しきを得ざる罪に歸せざるを得ず然して一面強て遞傳に付せんとせば正文上素より咎むべき儀にあらざると雖も豫め沿道府縣に知照し協議を遂ぐるの必要あるが如し、要するに發送官署は彼是の實況を審査し婉曲に其職務を盡すこと法規の精神なるを以て適宜の措置を取らざるべきは勿論沿道府縣に在ても強て之れが遞傳を肯せざる如きは亦た實に謂れなきこと云ふべし當局者幸に便宜運用の處置に出でんことを望ましかれとは或る當局者の談なり

○看守定員算出上の一疑問

看守定員會は前々年度より既往三ヶ年間の在監人員を定率とし算出すべきことを命ぜらるより明治三十二年度豫算編成上に困難を感じつゝありと云ふは昨年一月減刑令の結果に依り在監人員著しく減少したるを以て三十年より既往三ヶ年の人員に依り定員を定むるときは看守人員に不足を訴ふべしとの杞憂に出つ是れ實に故あることにして止むなしと雖も是等は所謂本則第三條の特別の事情に該當するを以て同條に

依り必要の人員を豫定し置き定員を増置するの方針を取らば格別の困難も感せざるべしと當局者は云へり

○小倉警保局長兼監獄局長の出張

小倉局長は典獄會議閉會後用務多端なるにも拘はらず千葉縣監獄改築地檢分等の用件を帯び本月四日三浦鈴木兩内務屬を伴ひ千葉縣に出張し監獄警察を巡閱せられ同六日歸京せられたり

○小河監獄事務官の出張

典獄諮問會開會前出發せらるべき筈なりし小河事務官の長野、外四縣の出張は會期切迫の爲め遷延せられたりしが本月三日羽村内務屬を隨へ上途せられ先づ長野縣に至り尋で新潟縣に向はれし筈にして歸途群馬、埼玉千葉を巡閱し本月廿三四日頃歸京せらるべき豫定なりと云ふ而して今回は時日の許す限り可成各地方の支器をも精密に巡閱せられんとの豫期なりと云へり

○小倉監獄局長東京集治監巡視

同局長は本月十一日午前山上計表課長を隨へ突然東京集治監を巡視せられたり而して各監房及工場等を限なく一巡せられ終て各課執務の狀況、吏員採用法、病囚處遇方並需用品購買、製品賣下の手續等を調査せられ午後五時頃歸省せられたりと云

監獄雜誌第九卷第拾號附錄

内務大臣官邸茶話會

●官邸晚餐會に於ける板垣内務大臣の演說

今回典獄の諮問會を開き、數日間諸君の熱心に審議せられたるの勞は偏に予の謝する所なり、其の審議の結果は主務局をして十分に調査を爲さしめたるの後ち夫々取捨實行する所あらんと欲す、會議の際に於ても、予は常に諸君の説を聞かんと欲したるも、如何せん非常の繁忙を極め、且折柄病氣に罹りたるを以て屢々會議に列席すること能はざりしは甚だ遺憾とする所なり予、曾て監獄は社會の下水なりと言へるか如く、若し社會にして諸般の制度完備するの域に達せば監獄も亦自から其の存在の必要を減却するに至るべきなり、西哲謂はずや、國の文野は監獄の良否を以て之を下するを得と至言と謂ふべし、若し夫れ社會の改良を計らんと欲せば、必ずや其の下水たる監獄の情態即ち拘禁囚人の特性に就て宜く分析剖觀する所なかる可からず、犯罪の依て起る所以のもの其の原因千差萬別なりと雖も、亦社會の情勢に其の基を汲むものなきにしも非ず且又彼れ囚人は一人とし

て犯罪を形成するの弱點を有せざるはなきを以て宜く其弱點と社會上の觀察とに基き相當の保護救濟の道を講ぜざる可からず、而して此等の事項は監獄に於ける犯罪人の研究と諸般の顯象を綜合したる統計に依て徹するに非ずんば其の原因を討究する能はざるなり、斯の如く夫れ社會と監獄とは密接の關繫を有するを以て社會の改良を計らんと欲せば先づ監獄の情態を研究するを第一着歩とす、而かも亦其高尚にして深遠煩雜なる學理を籠罩し、懲忿感化の至難なる理術の活用を要するもの、亦恐くば之に過ぐるものなけん、然るに世徃々監獄を蔑視し甚だしきに至ては當局吏員の間に在ても自ら之を侮るの風なきに非ず、是れ誤まれるの最も甚だしきものと謂ふべし、予は常に慈善、博愛の旨義に依て立つ者にして、予の性質上亦喜んで之に従事せんことを希ふものなり、曾て前内務大臣たりしとき其の職を辭するの際、予の衷情寔に忍びざるものあつて存す、固より予は從來逆境に立ち貧苦の中に人と爲りたるを以て富貴榮達を願はず、其の官職を棄つること、恰も弊履を棄つるが如しと雖も、棄てんと欲して棄て難きは彼の可憐なる囚人なり、若し夫れ予にして一朝其の位地を去らんか、將た何人か代て以て彼れ無告の赤子を擁護すべき者かある、一たび思ひ茲に至ては徐ろに憐愍の情に堪へざるものあるを覺へしむ、斯の如く予は監獄に熱心なりと雖も、囚人を直接操縱する所の諸君にして十分予の意衷を體し同一體と爲り博愛同情の旨義に基づき

大に斯道の改良に盡瘁する所なくんば、終に其の効果を奏すること能はざるべし、由來、治獄の難局に當る者は之を他の官吏に比し、地位俸給共に低廉にして其の採る所の繁劇なる事務と相伴はざるものあるに似たり、故に之を高め相當の措置に出でざる可からざるも、如何せん三十二年度に在ては財政上積極の主義を採る能はざるを以て、到底満足なる結果を見る能はざるべし、然れども予は之を以て監獄改良の一要事と爲し熱心に其の目的を遂行せんことを期す、諸君も亦他年の後を思ひ、一層熱心に之が改良發達を計らざる可からず

● 内務大臣官邸茶話會に於ける山上計表課長香港監獄 視察談

(三) 今日私が内務大臣閣下并に鈴木次官閣下、小倉局長閣下其他典獄諸君に對し香港監獄視察の狀況を御話するの機會を得ましたは私の最も光榮と致します所でございます。私の香港へ参りましたのは昨年九月でありまして香港は吾が新領土の臺灣島に較べますれば熱度も餘程高く時候も九月でございますから吾々日本の温和の氣候に慣れた者に取りましては随分氣候上の困難も多かつたのであります併しながら香港は家屋の構造などが餘程完全に出來て居りますので豫想しましたよりも又凌易い所がありました抑も香港の監獄に視察の爲めに参りました目的は臺灣監獄建築の参考とせむが爲めでありまして氣候の點に於ても臺灣と大差のない所であるから最も便宜など考へて居りました又香港の監獄は歐羅巴諸國の監獄を見ました人の話に依れば誠に不完全のものである歐羅巴監獄に比較すれば廢物同様のものと云ふこと

は聞及んで居りましたが一度香港の監獄を實見致しまして大に想像に反し衷心慚愧に堪へない感がござい
ました。と申しまするものは斯の如く廢物であると云ふ監獄が尙日本に於ては曾て見ざる程の莊嚴なる建
物でありましたが故に圖らず一種の感覺を起した譯でございませぬ。私が香港へ到着致しまして直に領事館
に就きまして領事館の紹介に依つて監獄を參觀することが出来ました。當時香港の監獄署長であつたレス
ブリーと云ふ人は暑中休暇を以て本國に歸省致して居りまして警察署長のペドレーと云ふ人が其代理を
致して居りました。此人は勿論監獄専門の人でありませぬ故に上席の看守長であるクリグと云ふ人に紹
介をして呉れまして此人に就て凡ての説明なり監内の案内をして貰ひましたが。日本に比しますれば少數
の吏員でございませぬから中々一時間と話を引續き聞くと申します事は出来ませぬ然し決して不親切と申譯
ではありませぬが實際時間が許さないのでございませぬ。

先づ監獄の位置に就て御話をしまさずれば、香港の監獄は山腹に建築されて居る、元ど香港の土地が小さな
島であつて、市街自らが平地と云ふものは殆どないのであつて、監獄の如きも己むを得ず山腹に拵らへ
られたと云ふことであるのでございませぬ。監獄は警察署并に裁判所と、恰も一の建物であるかの如く接近し
て建築してありますからして、日常關係の厚い監獄、警察、裁判と云ふが如き、三官衙の事務の上には於て
は非常なる便利を得て居るのであります。一方監獄の需用品を運搬しますると云ふやうな點に於ては
又少からざる不便があらうと云ふことを見受けました。監獄の外壁は悉く花崗石を以て積立てられて居り
まして其堅牢なることは、恰も要塞の如きものである。斯の如き堅牢な壁を拵らへるに就ては、花崗石な
る材料に向つても非常なる費用を要したことであらうと考へましたから、斯の如き不經濟の塙を拵へるに
は、何か特別に吾々想像以外に必要なある譯であるかと云ふことを尋ねましたらば、香港の土地自身凡
て花崗の岩である故に監獄の敷地を拵へるに當つて既に多數の花崗石が掘出されてあるのであるから他の
想像する如き費用を要しなかつたと云ふ答を得ました。又塙の高さは二丈四尺と云ふのが英吉利本國の定則
になつて居る香港もそれと等しく二丈四尺の標準であるけれども或る場所に依つては三丈二尺以上の部分

があること云ふことでもございました。と云ふのは敷地其物が山腹に在つて、近隣皆民屋に接して居りますか
らして、監獄より高い所に在る民屋からして、監獄内を見下すと云ふ恐があるので、さう云ふ部分に對して
は、即ち三丈以上の高さに設けてある、監獄の門を這入りますと、直ぐ左の方が看守の合宿所で、其合
宿所は凡そ一室が八坪程の大きさがあつて、其内に獨身看守四人宛を入れると云ふ裝置になつて居る。寢臺
の如きも四脚宛備付られて居つて凡て必要な器具も又其内に置いてあります。而して床は悉くセメントの
漆喰であつて、清潔法なぞの能く届いて居ることには、實に感服致しました。其看守合宿所の前を突當り
ますると一の鐵門がある、其鐵門の右に當つて接見所が設けてある。其鐵門を中に這入ると直に其處が事務
所である、監房は左方一段高い所に鐵門を設けて其内に悉く設けられて居る監房の形狀は規則正しき形狀
でありませぬけれども先づ扇面形と云ふ形狀を爲して居る即ち此監房が雜居房であつて是を拘置監、病監、
空役房及死刑の宣告を設けたる者を拘禁する所としてある而して各監房翼の終點に教誨所が設けられてあ
る同時に又其場所が中央監守所として用ひらるゝ場所である其裏手に當つて又一段低い所に工場、蒸室、
運動場、浴湯室等が設けられて居りまして浴湯室の如きは餘程完全の者で悉くセメント漆喰で拵へてある、
さうして一つの浴桶に一人宛這入ると云ふ裝置になつて居ります以上述べたる所の監房は是は舊來の建物であ
つて此以外に監獄構内より一の隧道を通過して他の構内に出入る所に別に一區畫を爲して分房監が二棟建築
されて居る此前に申した雜居監房の内部に就て申しれば一房の大きさが千五百八十五立方「フット」あ
つて五人宛容れる事になつて居ります内部の壁は悉く厚くペンキが施してある壁の下部の四尺通りはコー
ルタールが厚く施してあつて床は板を以て張詰めてあり監房の入口には四尺通り程セメント漆喰が施して
ある此ペンキを施し或はコールタールを塗抹してあるのは時々監房内を熱湯若くは消毒薬を以て充分に洗
ひ得る爲めで病毒の撲滅等には最も便利の方法である其房内の板の間には木の枕が五個宛造付けてあつて
此監房は主として支那人を容れる爲めに拵へてある監房内に備付けたる器具は一人に付敷藁一枚其外掃
除用の雜布巾、「ブラッシュ」、飲料水の器物、唾壺等であつて冬期に至れば臥具として毛布一枚を與へると

云ふことで歐羅巴囚人なれば立派な鐵の伸縮自在の寢臺(シーベベット)と椅子卓子の備もあり寢臺には藁蒲團もあり西洋風の枕もあり毛布は夏季一枚冬季二枚亞細亞囚人と比すれば實に霄壤の差がございます。監房の扉は凡幅が三尺丈が五尺位であつて扉の下部に五寸通り程鐵の格子が付いて居る是が即ち空氣流通口に用ひらるゝのであつて視察口は其扉の中央に當る所に設けてある窓は縦が三尺で幅が四尺餘りのものである。日本の風風の監房から見れば如何にも窓が小さな様な感がある其他は悉く密閉せられて居る併しながら私の經驗に依り且看守長の説明も依つても又建築技師などの説に依るも此房室の窓と云ふものは光線を取ると云ふことが目的であつて窓其物を空氣流通の用に供すると云ふ目的のものでない又實際空氣流通の用に供すると云ふ目的のものでない又實際空氣流通として左まで効能のないものである空氣流通の爲めには窓以外に各種の方法があるので窓は小さいと別別の流通法即ちウレチユラチオンが完全であれば徒らに窓を大きくする必要はない就中熱帯地方の建物としては單り監獄のみならず普通民屋にしても成るべく熱したる外氣の直接室内に入ることを防ぐが爲めに窓は何れも比較的小さく構造せられて居るで恰も土蔵に於て夏つ冷しく冬は温くあると同じことで監房の如きも熱帯地では殊に窓を小さくすると云ふことが必要であると云ふことは看守長も繰返して説明をされた譯であります。

分房の構造に就て申せば分房は外壁の厚さは二十二「インチ」で間仕切は十二「インチ」であつて矢張雜居房と同一に内部は悉く厚くベッキを施してある分房の大きさは大きな方が八百七十五立方「フット」小さい方が七十六立方「フット」である總計分房の数が百五十三であります是は最近の建築に係るものであつて各監房翼の兩端には堅牢なる鐵の扉が設けられて居つて夜間の如きは看守一人其内に這入つて百五十三房の戒護を完全にすることが出来る戒護上最も便利な構造であります。

以上が構造の大體でありまして官吏に就て申すれば監獄の職員としては即ち高等監獄官吏として典獄、看守長、教誨師、監獄警と云ふものであつて是等は皆香港總督の任命するものである大體香港の監獄規則と云ふものは日本の監獄規則と大なる區別はないのであります。日本に於ては監獄規則、監獄規則の施行細則、

分掌例此三つに依て監獄に關する規定が定められて居りますが香港のは監獄規則と云ふ一の規則の内に悉く日本で三つに分けてあるものを包含させてあります。れば香港監獄規則の簡條と云ふものは三百四十條にも涉ると云ふ大部のもので御座います。それで隨つて官吏の職務などに關する事も矢張此監獄規則と云ふ内に定めである典獄の職責なり看守長の職責以下悉く監獄の役人の職責の如きも亦此監獄規則中に規定せられて居ります。それで私は成るべく簡單に御話をせむが爲めに日本の監獄に關する諸規則と著しく異つた點のみを就て順を逐つて御話する考で御座います。先づ香港に於ける巡閱官と云ふ者は二人置かれることになつて其巡閱官は一週一回必ず監獄を巡閱するの規定で巡閱官の任命は香港總督之を行ふものであつて一名は在官者より一名は官にあらざる人を以て之に當ると云ふことになつて居ります。此巡閱官と申すものは餘程監獄に對して大なる權力を持つて居るもので監獄の懲罰の如きも重き者にあつては巡閱官の認可を経ざれば典獄之を專斷にすることは出来ない。その他監獄の經濟なり吏員の進退なりに就ても喙を容るゝの職權があるので恰も此巡閱官なるものは監獄の目付役である。と云ふやふな具合に出來て居るのでございます。

それから香港に於ては外來者の心得と云ふが如きものは監獄構外の一定の揭示場詳細に揭示されてあつて監獄に出入する者の爲めには餘程便利な道が開いてある日本に於ても注意の周到なる監獄に於ては矢張是等の設備もあることでも御座います。しが規定としては別に明文がありません。又外來者に就て著しく珍らしく感ずるのは典獄の必要を認められた場合に於ては監獄に來る者に向つて身體の検査を行ふと云ふ事があります。若其人にして身體の検査を拒むが如きことあれば典獄は又監獄内に入ることを拒むそれから典獄の監内巡視と云ふことは少なくとも二十四時間に一回せねければならぬ。又夜間は一週間に一度必ず臨時に巡回をすることになつて居ります。又典獄が吏員の報告を受ける爲めには毎日一定の時間が極めてあつて其時間於て普通の報告は受けることになつて居る是等も日本の如く時間を限らず時々報告すると云ふ方法よりも却て事に遺漏なく又便利のやうに考へられます。勿論至急を要する事件は此時間に拘はりません、而して又典獄の處置にして若不満であるなれば監獄の官吏は何時にても是を總督に上申することが出来る。此場

合に於ては決して典獄は之を抑制することの出来ぬと云ふやうにして能く下級官吏の情態の上級官吏に通ずると云ふ途が開かれて居る是又餘程利益ある方法の如くに考へられます又典獄は命令簿なるものを設けて置いて命令を監内に向て發する度毎に必ず此帳簿に記入し命令を受くるものをして承認の検印を取ると云ふ方法を設けてあります但し些末の命令までも斯の如く確實の方法に依て達せらるゝが爲めに命令の脱漏等の憂は絶へてありませぬが故に是等は典獄の心得として我國に於ても嚴重に行はれたら便利の多い事であらうと信じられます、被告人にして公判日の定つた者に向つては豫め辨護人を備入るゝの必要ありや否やを親しく在監人に問合せるべく是等の便利を與へるやうに典獄は注意する義務を持つて居る等其他被告人の取扱に對しては餘程親切な方法が凡てに向つて設けられて居りますそれから囚人が若典獄に面會を願出るとか或は巡閱官に面會を願出ると云ふやうな場合には日本の有様としては曾て是迄行はれて居りませぬが悉く典獄室若くは巡閱官の室に於て面會をすることになつて居るので我國の如く裁判所の法廷に類似した如き場所に於て面會をするよりは彼是の間に意志の充分貫徹致す事と存します看守長の職務に至つては日本の現在と大して違つたことはありませぬが香港には高等監獄官吏として書記と云ふものはありませぬが故に典獄不在等の場合及日本に於て書記が扱ふ事務の如きは看守長が下級監獄官吏を指揮して皆處辨して居るのであります看守は輪番勤務の方法であつて勤務時間は八時三十分と九時十五分とに隔日勤務になつて居ります而して香港の監獄には別に在監人に看讀させる所の書籍の爲めに書籍館と云ふものが設けてあるので日本に於ては看讀書籍の取扱は多く教誨師などの手に依つて扱はれて居るを此所に於ては看守をして取扱はせて居ります女監取締の勤務の如きも矢張看守同様の勤務方であつて日本の女監取締に於ては曾て例のない方法として本人差支の生じた場合或は病氣等の場合に於ては監獄官吏の妻か又は其以外の者と雖も有夫の婦女に托して自己の職務を代理させると云ふ一の便法が設けてあるそれから凡ての監獄官吏に向つて停職と云ふ懲罰が御座います看守にして若も自分の職務を怠る如き事があるか或は故なく在監人を毆打するが如き事があれば場合に依り免職もし或は停職もすることゝなつて居りまして其停職されて

居る期間は必ず典獄の指定する時間に於て日々監獄に出頭しなければならぬ然れども停職中の俸給は香港總督の特別の命令のない以上は支給致しません
看守採用に就きまして日本の採用法と略ぼ同じに一定の試験規則に依て試験を致します去りながら此試験に及第した者が直に看守になると云ふ方法ではないので試験に及第した者は三ヶ月間見習を命じまして簡易の職務に就け絶へず訓示を致します其見習中に於て看守として果して適當である者と云ふ見込の付いた時に初めて看守なる辭令を渡します其代りには別段我國の如く教習と云ふ方法は設けてないのであります此採用の方法は獨り看守に止まらず女監取締其他下級監獄官吏に皆適用されて居るのでございます尙看守は監獄内に於て喫烟を禁じてあるのみならず監獄の構内に喫烟の器具を携帯することも嚴禁されて居ります
看守の給與品の夏服が二着長靴それから「バックリウス」冬服一着朝是丈であつて三年毎に「ヘルメット」帽一個と四年毎に外套一着を給與すると云ふことになつて居ります
看守の疾病に罹りました時は悉く官立の病院へ入院させて治療させる併しなから若其病氣にして花柳病であるとか或は自己の不注意よりして甚いた所の疾病であるならば欠勤中の俸給は半額より支給しないと云ふやうな規定でございます又監獄官吏なる者は凡て一定の場所に會食すると云ふ組織になつて居つて即ち食事組合と云ふものが組織せられて居りまして未婚の看守は悉く此食事組合の食堂に於て食事をしなければならぬと云ふことになつてあります
監獄警の職務も我國の職務の規定も敢て異なることはありません香港に於ては一週間に一回は監獄警は必ず悉く健康體の診察を致します又満期放免の際監獄警が重病に罹つて居る者で歩行に堪へ難いと云ふやうな診断を致しました場合には職權を以て出監を許さないことが出来る勿論本人が出監を請求すれば許すことにはなつて居ります我國に於ては前に規則か御座いませぬ故刑期満限の者は是非出監をさせなければならぬと云ふ法になつて居るので實際動かすべからざる者に對しても取扱上各縣種々の有様になつて居ります

すが斯の如きは満期後と雖も許さぬと云ふことになつて居れば費用等の上に就ても監獄費から支辨する上に就て何等の差支もないのであつて至極實際に適した方法であらうと信じられますそれから監獄醫と云ふものが四ヶ月毎に少なくとも監内の衛生、疾病、死亡煖房法、空氣流通法等に就て總督に報告書を提出することになつて居ります

教誨の事に至つては毎日曜日に一度其所屬の信徒たる囚人と共に禮拜をして而して教誨を施すと云ふことになつて居る併しながら他宗の者に向つて禮拜を強制すると云ふことは致さないことになつて居ります香港の監獄に於ては在監人の大多數は支那人であつて歐羅巴人種に屬するものは至つて少ない印度人を以て監獄の看守とし教誨師は英語を以て教誨すると云ふ有様であるからして實際に於て教誨の恩澤を受くる所のものは歐羅巴囚人に限ると云ふ有様である而して教誨の爲めに若くは在監人訪問の爲めには宣教師(平素監獄に關係なき)は何時にも監獄に來て教誨し且禮拜等に與る權利を有して居ることになつて居る又教誨師は書籍館に備付けてある書籍の外時々適當の書物を選択して總督の認可を経て在監人に書籍を見せるの注意を取つて居ります

是より在監人に就て御話を致しますが香港に於ては在監人中普通の在監人と稱するものと及特別の在監人と稱するものと歐羅巴囚人及亞細亞囚人と云ふ區別があつて多少此者に向つては皆實際の取扱なり又規定なりが異つて居るので御座います先づ特別の在監人即ち刑事被告人負債囚の如きものゝ處遇から順次御話することに致します矢張此等に就きましても日本の處遇と著しく異つた點のみを申上ることに致します此刑事被告人及負債囚は拘禁せられましても監房内に於て必ず分房せらるゝと云ふ條件もあり及監獄以外に於て生活をした程度を標準として食物なり凡て房内の器具器械なり事奢りに屬せざる限りは自辨を以て皆調へることが出来る又酒類の如きも二十四時間以内にて於て麥酒若くは其他の菓實製の酒類は用ゆることを許して居ります、役業も亦卑賤の業であるとか或は自分の不熟練の仕事は避ける事の出来る權利が與へてありますし頭髪の如きも鬚の如きも衛生上及清潔の爲めに必要を認めない限りは皆其儘にして置ことが出来ま

す又一定の條件の下に新聞を見ることも許されて居る此事柄などは吾が監獄明に於ては嚴禁されて居る事柄であるが矢張特別待遇として新聞までも見せると云ふことになつて餘程待遇の上には寛であります煙草の如きも監獄に於て定めたる所の範圍内に於ては喫煙することを許されて居ると云ふので未決囚及負債囚即ち民事上の關係からして監獄に拘禁せられた囚人は非常なる優遇を受けて居る次第であります是から在監人普通の取扱に就て御話を致しますが先づ入監者のありました時に行ふ所の手續の如きも吾が監獄の取扱と大差ございません香港に於ては支那人が囚人となりました場合には二年以下の者でありませれば辨髪を其儘存して置きまするし二年以上の刑に處せられました折は辨髪を短縮して仕舞ひます併しなから放免前六ヶ月間は之を延ばして出監に際して原形に復すと云ふ丈の注意は取つてございます在監人の入浴度數或は毎日一度と云ふのが通則になつて居ります勿論役業の種類其他に依りましては日々入浴せしむる者もありません普通の業に就きました者も手足は毎日洗はせませます支那人の衣服は一週間に之を取換へ歐羅巴囚人の方に於きましては下シャツを着て居りますから其下シャツを一週間に取換へると云ふことになつて居りまして其都度蒸室に於て着換へました衣服は十五分乃至二十分間必ず蒸蒸すると云ふことになつて居りますので衣服等の清潔法は實に能く行届いて居りますそれから食物に於て大体歐羅巴囚人と亞細亞囚人と云ふも此とは全然異つて居ります而して食物給與の上に於て我國に例を見ないのは罰食或は減食と云ふ事がある罰食即ちピナールダイエットは六ヶ月以上の刑に處せられた所の男囚に最初の六ヶ月間土曜日と日曜日に支給する食料であるそれから減量食即ち「レデュース、ピナールダイエット」と云ふのは六ヶ月以上の刑に處せられたる女囚及十六歳未満の男囚に初めの六ヶ月間給する所の食料であります此食料と云ふものは監獄内に於て獄則に違反したると云ふが如き場合に與へる食料でなくして犯罪をしたと云ふことに對しての罰の意味からして入監當時に於て斯の如き食料を與へるのである日本と同様に又減食の懲罰もございませが是は元より監獄の規則を遵奉しないと云ふ爲めに即ち入監後の非行に對して與へる所の食料であつて此減食懲罰は四日を以て最上限と致して居ります

在監人の分類は第一には男囚の内で重懲役

初犯の者重懲役再犯以上の者罰金換刑それから負債囚其再犯以上の者十四日以下の刑に處せられたる初犯四十四日以下の再犯四十六才未満の初犯四十六才未満の再犯以上の者第二女囚は重懲役初犯の者全しく再犯以上の者關係禁錮に處せられたる者負債囚其再犯以上の者十四日以下の刑にせられたる初犯四十四日以下の刑に處せられたる再犯以上の者十六才未満の初犯四十六才未満の再犯以上の者斯う云ふ類別に依て凡ての待遇を異にして居るのでございます書信の如きも特別の待遇を受くる刑事被告人とか負債囚の外は入監をして三ヶ月を経過致しませぬければ書信を發送することも受くることも出来ません其以後に於ては三ヶ月に一回宛書信を發し及受けることが出来ること云ふ譯であります尤も自分の財産の整理を付ける爲めとか其他己れの權利義務に關する己むを得ざるものは特別に是を典獄が許可致します此書信の發受の許可も監獄内に於て犯則をした場合に於ては典獄は書信も嚴禁することが出来ず接見も其場合には嚴禁することが出来る接見は矢張書信と同一であつて特別待遇を受くる者の外は入監後三ヶ月を経た後でなければ出来ません其以後三ヶ月に一回宛と云ふ事になつて居るのでございますそれから警察官でありますとか其他裁判官であるとか云ふ者は何時にても在監人に自在に面會することが出来るやうになつて居りますさうして賞與としまして、書信を發し或は接見の度數を多くすることが出来るやうに罰として禁することが出来ること云ふ方法がある代りに斯の如き途が開いてあるので既に二ヶ年間在監した者であつて六ヶ月の間に過失がなかつた場合には二ヶ月に一回宛接見も亦書信も規定より多くすることが出来ること云ふ定めになつて居ります是等は獎勵上必要なる手段として利益あることと信じられます又免役日の運動の事に就ては日本では典獄の注意如何に依つて運動をさせて居る所もございませうが香港では免役日には監獄則の規定として必ず一日に一時間宛運動をさせねばならぬことになつて居りまして健康上等の注意は欠くべからざる事柄で御座います携帶乳見は我國の規定は滿三年に至るまで乳養することが出来ずが香港では滿一年に達した者は許さぬと云ふ規定になつて居る之は至極適當な年齢の制限であらうと信じますが既に滿一年乳養すれば發育上妨げないと云ふことは其途の者も唱へる所の事でありますから我國に於ても矢張將來に於て若規定を變更する場合はあれば一年と云ふ位に制限致したいものと考へます

内務大臣官邸茶話會

(三)

それから在監人の懲罰の施行即ち獄則違反として罰せらるる箇條は主として斯う云ふ事柄であります囚人が監獄の規則を遵守せざる時囚人相互に毆打創傷を爲したる時官吏に對して不敬の言語を發したる時故意に作業を怠りたる時舉動亂雑なる時斯う云ふやうな箇條が即ち獄則違反として罰せらるるゝので此懲罰としては二十「ポンド」以下の鐵鎖を施さるゝこともあり種々の懲罰の方法があります又日本に於ては全く今日では其跡を絶つて居る所の笞杖と云ふ事も懲罰として行はれず笞杖は輕い犯行に對しては成年者で十二年未年者で六此の以上の罰則即ち重い所のものに至つては巡閱官の認可を経又其以上に於ては香港總督の認可を経なければ典獄は懲罰をすることが出来ぬことにしてあるが随分笞杖の如きは過酷の懲罰の如く考へられます作業の點に於ては重なる部分は空役であるので全く日本の作業の主義とは異つて居るのでございます役業の種類を申しますれば最も重い所の作業即ち第一種の作業と申しますものは甲乙丙丁の杭を建て、置きまして其杭の頭に二十四「ポンド」の重量を有する所の鉄丸が載せてあるさうして甲の杭の鉄丸を乙に移し乙にあるものを丙に移すと云ふが如く順次之を運搬するものと四十五「ポンド」の重量を有する切り石を運搬するものと之を各々三十分宛交換してやるのがあり又一廻轉に十二「ポンド」の力を要する廻轉機を一日に一萬二千五百回廻はすと云ふ事と足で空車を踏むと云ふ事此三種が一番労働の多い最も強惡の者に用ゆる役業である第二種の作業と云ひますと稍々はより輕いものである此役業の内には外役に就く者もあり一廻轉に十二「ポンド」の力を要する廻轉機を一日に一萬五百回廻し杭の頭の鉄丸を運搬する事并に四分三「ポンド」の繩を解く事切り石を運搬すると及一廻轉に十二「ポンド」の力を要する廻轉機を六千回廻轉する事監獄内に於て衣服の洗濯に従事し或は棕櫚繩を網むと云ふが如き役業がある是が即ち第二に位する稍々輕い所の役業であります第三種の役業は之は輕罪の者に課する所の作業であつて此種類の役業は先づ皆生産的の仕事であります是は一般に大工もあり桶屋もあり裁縫もあり印刷業もあり種々雑多の生産的業務があるのでございますそれで拘禁の仕方や役業の賦課の方法に就て述べますれば二年以上の懲役に

内務大臣官邸茶話會

(五一)

なりました者は初めの六ヶ月間は必ず分房に入れて置く而して此分房に這入つて居る者は役業としては一廻轉に十二「ポイント」の力を要する廻轉機を廻はさなければならぬ此囚人にして最初の六ヶ月間行狀端正改悛の狀が顯はれた場合に於ては稍々軽い所の第二の役業に就かせる又尙一層行狀の宜い場合に於て第三即ち生産的役業に就けることとしてありますそれから十六才以上で十五日以上十二ヶ月以下の刑に處せられた者は初めの三ヶ月丈一番重い業に就ける其後は又三ヶ月にして第二の業に移し第三の業に移すと云ふ順序であります又十六才以上であつて十二ヶ月以上の刑に處せられた者は初めの三ヶ月は最も重い役業に就け而して三ヶ月毎に行狀が宜ければ漸次第二第三と云ふが如く軽い所の役業に就かせます斯の如き順序に依つて役業を課する譯であつて役業賦課の法は主として刑期に依ると云ふ有様で吾日本に於ての賦課の法とは全く趣を異にして居ります而して外役と云ふことは之は最も種類の限られたる範圍に於て許されて居るので即ち官で致します、所の土木工事で御さいますして外役を戒護する所の看守には皆劔が持たしてあり又其内の看守の幾部分には鐵砲が與へてある此銃器は逃走の場合等に於ては發砲することが出来るのであつて常に彈藥共に裝着してある所の施條銃であります

又監獄に於きましても立番看守は銃を持つて居りますそれから在監人の賞與此れは皆點數に依つて賞與致します初犯の者であつて二年以上の刑に處せられ平素品行善良にして改悛の狀最も著しき者には四分一丈減刑の恩典を與へます即ち日本の刑期四分三經過した者に假出獄を許すと同じ釣合である女囚に向つては男囚よりは尙一層宥恕の度を加へて刑期三分の二を經過すれば假出獄を許す斯う云ふことになつて居ります其點數の取方は入獄中品行方正にして役業に勉勵なる者には毎日男囚は常點として六點を女囚は四點を受くるのであつて其以上は役業に最も精勵したる場合に一點を増し又課程外を爲すと云ふ時には二點を與へるそれで假出獄の恩典を蒙るには男囚は宣告を受けたる全刑期の日數に六倍以上の點數を得なければ資格を生じません女囚は四倍以上の點數を得なければ假出獄の恩典に與ることの出來ぬ譯であります譬へて申せば毎日男囚にして六點を得女囚にして四點を得ると云ふことであれば此點數は即ち標準點であるから

假出獄の恩典を受くることが出來ぬ故に男囚であれば八點女囚であれば六點と云ふことにならなければならぬで凡て恩典を受くるの標準も點數からして割出されて居るのであります此増點を受くると云ふことも唯品行が宜しいと云ふばかりでは日曜日の外には増點せらるゝことがありません即ち之には役業の勉勵と云ふものがなければならぬのでありますそれから役業の爲めに負傷をし或は自ら招かざる所の病に罹つて病監に這入つて居る囚人は役業に勉勵と云ふ點はありませぬけれども是等の者には其原因が役業に關係して居るか若くは避くべからざる事柄であるからして男囚には八點女囚には六點を附することが出來ます若他の原因で病監に這入つて居る時は典獄が特別の増點を遣ると云ふの外は矢張平常點たる六點と四點より得ることが出來ません又生産的の役業に従事して居る者も不生産的の役業に従事する者も皆此點數の標準と云ふものは同一に居なつて居りませぬ而して再犯以上であつて二年以上の刑に處せられたる者に至つては初めの一ヶ月間を経過せざれば増點を受くると云ふ權利がありません併しながら最初の一年間に於て品行方正にして改悛の狀顯著なる時は典獄は之を認めて殘餘の刑期間男囚ならば四分一女囚ならば三分一と云ふ恩典を與へることが出來る併し三犯以上の者であつて二年以上の刑に處せられたる者は何れの場合に於ても決して假出獄減刑等の恩典に與かることは出來ません又點數に就ても巡閱官は一種の職權を持つて居るのであつて巡閱官の見込に依つては七百二十點以下の點數を得た所の點數から引くことか出來典獄も又二百四十點以下の罰點を引くことの出來る權利があります此點數の記入方は看守長が毎週二回宛點數簿に記入して置いて而して之を典獄に報告すると云ふ順序であります而して此點數は一般囚人に向つて毎夕刻其方は現に點數幾らを得て居ると云ふふことを告示致します典獄からして總督に特別の善行があると云ふ事を申出をしました場合には總督は以上述べた所の點數よりは例外の點數を賞與として與へることが出來ます

工錢に至つては我國では全然本人の要求權を持つて居るものゝ如くなつて居りますが香港の監獄に於ては歐洲大陸と同様此れは一の恩惠的性質即ち惠與の性質を持つて居るもので若行狀不良の者であれば此者に

(九一)

會話茶邸官臣大務内

種の食物に於ては牛肉八「オンス」を加へることが出来る
「パイント」毎に「オートミール」二「オンス」及砂糖一「オンス」を含有するものであります
茶「パイント」に茶半「オンス」及砂糖一「オンス」を含有致して居ります

亞細亞囚人

第六、六ヶ月を超過する刑期に處せられたるもの、未決囚の食物

- 米 一磅八「オンス」 毎日
- 油 半「オンス」 毎日
- 鹽漬魚肉 一「オンス」卒 毎週四日
- 鮮魚 二「オンス」 毎週六日
- 野菜 十一「オンス」 毎週四日
- 「チャトチー」 一「オンス」半 毎日
- 茶 半「オンス」 毎日
- 鹽 半「オンス」 毎日

第七、十四日を超過する刑期に處せられたる女囚及六ヶ月を超過する刑期に處せられたる十六才以下の男囚の食物

- 米 一磅四「オンス」 毎日
- 油 半「オンス」 毎日
- 鹽漬魚肉 一「オンス」 毎週四日

- 鮮魚 二「オンス」 毎週六日
- 野菜 八「オンス」 毎週四日
- 「チャトチー」 一「オンス」 毎日
- 茶 半「オンス」 毎日
- 鹽 半「オンス」 毎日

第八、十五日以上六ヶ月以下の刑期に處せられたる成年及未成年の男囚の食物

- 米 一磅 毎日
- 油 半「オンス」 毎日
- 鹽漬魚肉 一「オンス」 毎週三日
- 鮮魚 二「オンス」 毎週五日
- 野菜 八「オンス」 毎週二日
- 「チャトチー」 一「オンス」 毎日
- 茶 半「オンス」 毎日
- 鹽 半「オンス」 毎日

第九、負債囚の食物

- 米 一磅十「オンス」 毎日
- 油 半「オンス」 毎日
- 鹽漬魚肉 四「オンス」 隔日
- 鮮魚 六「オンス」 隔日
- 野菜 一磅六「オンス」 毎日
- 「チャトチー」 一「オンス」 毎日
- 茶 半「オンス」 毎日

録附號十第卷九第誌雜獄監

(八一)

「ソープ」一「パイント」毎に骨を去りたる肉四「オンス」葱一「オンス」、大麥一「オンス」青菜、薯蕷、甘薯若くは「タロ」四「オンス」胡椒及鹽を含有致します
粥一「パイント」毎に「オートミール」二「オンス」糖汁一「オンス」及鹽を含有して居ります
「ココア」一「パイント」毎に「ココア」未若くは「ニブス」四分三「オンス」及糖汁若くは砂糖一「オンス」を含有致します
「シユート、バターデング」一磅毎に凝脂一「オンス」半、麥粉六「オンス」半及水八「オンス」を含有致して居ります
「カレ、スタツフ」は「チリース」三「ドラムス」半、胡椒一「ドラム」半、薑黃四分三「ドラム」胡椒の實四分三「ドラム」茴香の實四分三「ドラム」及油二分一「オンス」を含有して居ります
茶一「パイント」毎に茶二分一「オンス」及砂糖四分三「オンス」を含有して居ります

第五、負債囚及第一種輕罪囚の食物

- 麵包 八「オンス」 日曜日
- 粥 一「パイント」 毎日
- 麵包 八「オンス」 月、火、水、木、金
- 茶 一「パイント」 土曜日
- 鮮魚 十四「オンス」
- 「カレ、スタツフ」 七「ドラムス」半
- 「ソープ」 一「パイント」

「ソープ」、「シユート、バターデング」及「カレ、スタツフ」は他の四種食物と其成分が同じであります此

食	書
米	八「オンス」 日曜日
麵包	四「オンス」
鹽	半「オンス」
肉	八「オンス」
ソープ	一「パイント」
馬鈴薯	八「オンス」 月、水、金曜日
麵包	四「オンス」
鹽	半「オンス」
肉	八「オンス」
野菜	一「パイント」
麵包	八「オンス」 火、木曜日
鹽	四「オンス」
肉	半「オンス」
野菜	八「オンス」
「ソープ」	一「パイント」
シユート、バターデング	八「オンス」 土曜日
麵包	四「オンス」
鹽	半「オンス」
晚	八「オンス」
食	一「パイント」 毎日

監獄雜誌第九卷第十號附錄

(〇二)

鹽肉	半「オンス」 四「オンス」	毎日 毎日
鹽米	第十、罰食 一磅八「オンス」 半「オンス」	毎日 毎日
鹽米	第十一、減量罰食 一磅二「オンス」 半「オンス」	毎日 毎日
鹽米	第十二、懲戒食 十二「オンス」 半「オンス」	毎日 毎日

以上食物表に掲げますもの、分量は未だ料理を致し
ません原料の重量でございまして朝夕二食の分量
でございまして而して第六、七、八、九種の食物表
の内より米二「オンス」を控除し「コンヂー」を製し
まして其二「バイント」を晝食に與へます
減量罰食は十四日以下の刑に處せられたる總ての囚
人に與へます
二年を超過する刑期に處せられたる支那囚人は其最
初六ヶ月間在監したる後一週に一度宛豚肉四「オ
ンス」を與へます
醫師の診斷に依り第一第二の役を免ぜられまし
て第三種工業的役業に移されましたる囚人は特

に監獄醫の命じまする場合の外常に豚肉を與へ
ます
食物は凡て豫算金額を以て愛自に致してありますの
で検査の手數の外炊事に就きまして何等の手數も要
しませず誠に單一なる方法で御ざいます
先づ大容は申上りました考で御ざいますし余り長時
間に涉ります故此にて止ます事と致します万一些か
にても御参考の一部と相成ますれば幸甚の至りに存
ます誠に清聴を汚しましてございませす

